

静 岡 市 報

No.26

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月 1 日

目 次

条 例	
静岡市議会委員会条例の一部改正	3
静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の制定	4
規 則	
静岡市税条例施行規則の一部改正	4
静岡市区選挙管理委員会事務局の設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定	5
静岡市職員互助会規則の一部改正	7
人事委員会規則	
管理職員等の範囲を定める規則及び静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則の制定	8
訓 令	
静岡市業務改善提案規程の廃止	9
静岡市業務改善提案規程の制定	11
静岡市行政事務能率研究委員会規程の廃止	16
静岡市行政事務能率研究委員会規程の制定	17
静岡市職員安全衛生管理規程の廃止	19
静岡市職員安全衛生管理規程の制定	21
静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正	37
告 示	
市歌	38
市の花、市の木、市の鳥	39
選挙管理委員会告示	
静岡市井川財産区議会議員選挙の期日及び選挙すべき議員の数	40
静岡市井川財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務代理人	40
静岡市井川財産区議会議員選挙における選挙長の執務場所	40
静岡市井川財産区議会議員選挙における各投票区の選挙管理者及びその職務代理人	41
静岡市井川財産区議会議員選挙における各投票区の投票所	41
静岡市井川財産区議会議員選挙における投票所を閉じる時刻	41
静岡市井川財産区議会議員選挙における期日前投票所	42
静岡市井川財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理人	42
静岡市井川財産区議会議員選挙における不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所	43
静岡市井川財産区議会議員選挙の不在者投票の時間	43
静岡市井川財産区議会議員選挙における候補者の氏名等を掲示する順序を定めるくじを行う場所及び日時	43
静岡市井川財産区議会議員選挙の開票事務	44
静岡市井川財産区議会議員選挙における候補者 1 人の選挙運動に関する支出金額の制限額	44

静岡市井川財産区議会議員選挙における選挙運動に従事する もの等の報酬等の額	44
静岡市井川財産区議会議員選挙におけるポスターの検印	45
静岡市井川財産区議会議員選挙における届出等の場所	45
静岡市井川財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時	46
静岡市井川財産区議会議員選挙における当選した者の住所及び 氏名	46
静岡市議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の 定数に関する条例の制定に伴う静岡市議会議員の所属選挙区を 定めるくじを行う場所及び日時	47
静岡市議会議員の選挙における投票区の区画指定の廃止	47
公職選挙法及び公職選挙法施行令による指定投票区及び 指定関係投票区の指定の廃止	47
公職選挙法及び公職選挙法施行令による指定在外投票区の指定 の廃止	47
選挙長（井川財産区議会）告示	
静岡市井川財産区議会議員選挙における選挙立会人となるべき 者を定めるくじを行う場所及び日時	48
静岡市井川財産区議会議員選挙における候補者	48
静岡市井川財産区議会議員選挙の無投票	50
葵区告示	
静岡市葵区地価公示台帳の閲覧に関する規程	50
駿河区告示	
静岡市駿河区地価公示台帳の閲覧に関する規程	51
清水区告示	
静岡市清水区地価公示台帳の閲覧に関する規程	52
葵区選挙管理委員会告示	
静岡市葵区選挙管理委員会委員長の就任	54
静岡市葵区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定	54
静岡市葵区選挙管理委員会規程の制定	54
静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報公開条例 施行規程の制定	63
静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護 条例施行規程の制定	64
公職選挙法による静岡市葵区の選挙投票区の区画指定に ついて	64
静岡市葵区検察審査員候補者選定規程の制定	69
静岡市選挙管理委員会からの永久選挙人名簿等の引継ぎ	71
公職選挙法による選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び 生年月日を記載した書面の縦覧	71
公職選挙法による在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由 領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧	72
駿河区選挙管理委員会告示	
静岡市駿河区選挙管理委員会委員長の就任	72
静岡市駿河区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定	72
静岡市駿河区選挙管理委員会規程の制定	73
静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報公開条例 施行規程の制定	81
静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護 条例施行規程の制定	82
公職選挙法による静岡市駿河区の選挙投票区の区画指定に ついて	82
静岡市駿河区検察審査員候補者選定規程の制定	86
静岡市選挙管理委員会からの永久選挙人名簿等の引継ぎ	88

公職選挙法による選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び 生年月日を記載した書面の縦覧	89
公職選挙法による在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由 領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧	89
清水区選挙管理委員会告示	
静岡市清水区選挙管理委員会委員長の就任	89
静岡市清水区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定	90
静岡市清水区選挙管理委員会規程の制定	90
静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報公開条例 施行規程の制定	99
静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護 条例施行規程の制定	99
公職選挙法による静岡市清水区の選挙投票区の区画指定に ついて	99
静岡市清水区検察審査員候補者選定規程の制定	104
静岡市選挙管理委員会からの永久選挙人名簿等の引継ぎ	106
公職選挙法による選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び 生年月日を記載した書面の縦覧	107
公職選挙法による在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由 領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧	107
伝統工芸技術秀士	
伝統工芸技術秀士	108

条 例

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年4月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第64号

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「15人」を「11人」に改める。

第6条第2項中「13人」を「9人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例をここに公布する。

平成17年4月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第65号

静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例
(議員の定数)

第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第 1 項の規定に基づき、静岡市議会の議員の定数は、53人とする。

(各選挙区において選挙すべき議員の数)

第 2 条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第 8 項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

葵区 20人

駿河区 16人

清水区 17人

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(静岡市議会の議員の定数に関する条例の廃止)

2 静岡市議会の議員の定数に関する条例(平成16年静岡市条例第129号)は、廃止する。

規 則

静岡市規則第89号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年 4 月13日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則(平成15年静岡市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第11条第 2 項の表の(11)中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第90号

静岡市区選挙管理委員会事務局の設置に伴う関係規則の整理に関する規則をここに制定する。

平成17年 4月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市区選挙管理委員会事務局の設置に伴う関係規則の整理に関する規則
(市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第 1 条 市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則(平成15年静岡市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「選挙管理委員会等」を「市選挙管理委員会等」に改め、同条第1項中「選挙管理委員会」を「市選挙管理委員会」に、「及び農業委員会」を「、農業委員会及び区選挙管理委員会」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「選挙管理委員会」を「市選挙管理委員会」に、「及び農業委員会」を「、農業委員会及び区選挙管理委員会」に改め、同項第1号中「選挙管理委員会」を「市選挙管理委員会」に改め、同項第2号中「選挙管理委員会」を「区選挙管理委員会の事務局長、市選挙管理委員会」に改める。

(静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 静岡市職員の管理職手当に関する規則(平成15年静岡市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙管理委員会事務局	事務局長	給料月額	100分の16	を
	参与	給料月額	100分の15	
	次長	給料月額	100分の14	
	参事	給料月額	100分の12	
	副参事	給料月額	100分の11	

」

「

選挙管理委員会事務局	事務局長	給料月額	100分の16	
------------	------	------	---------	--

務局	参与	給料月額の100分の15	に
	次長	給料月額の100分の14	
	参事	給料月額の100分の12	
	副参事	給料月額の100分の11	
区選挙管理委員会 事務局	事務局長	給料月額の100分の14	
	次長	給料月額の100分の12	
	参事	給料月額の100分の12	
	副参事	給料月額の100分の11	

改める。

(静岡市収入役の補助組織に関する規則の一部改正)

第 3 条 静岡市収入役の補助組織に関する規則(平成17年静岡市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「規定する葵福祉事務所」の次に「、静岡市葵区選挙管理委員会規程(平成17年静岡市葵区選挙管理委員会告示第3号)に規定する区選挙管理委員会事務局」を加え、同条第 5 項中「規定する駿河福祉事務所」の次に「、静岡市駿河区選挙管理委員会規程(平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第3号)に規定する区選挙管理委員会事務局」を加え、同条第 6 項中「規定する清水福祉事務所」の次に「、静岡市清水区選挙管理委員会規程(平成17年静岡市清水区選挙管理委員会告示第3号)に規定する区選挙管理委員会事務局」を加える。

(静岡市会計規則の一部改正)

第 4 条 静岡市会計規則(平成15年静岡市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「選挙管理委員会事務局」の次に「、静岡市葵区選挙管理委員会規程(平成17年静岡市葵区選挙管理委員会告示第3号)第21条に規定する区選挙管理委員会事務局、静岡市駿河区選挙管理委員会規程(平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第3号)第21条に規定する区選挙管理委員会事務局、静岡市清水区選挙管理委員会規程(平成17年静岡市清水区選挙管理委員会告示第3号)第21条に規定する区選挙管理委員会事務局」を加える。

(静岡市予算規則の一部改正)

第 5 条 静岡市予算規則(平成15年静岡市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「高等学校」の次に「、静岡市葵区選挙管理委員会規程（平成17年静岡市葵区選挙管理委員会告示第 3 号）第21条に規定する区選挙管理委員会事務局、静岡市駿河区選挙管理委員会規程（平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 3 号）第21条に規定する区選挙管理委員会事務局、静岡市清水区選挙管理委員会規程（平成17年静岡市清水区選挙管理委員会告示第 3 号）第21条に規定する区選挙管理委員会事務局」を加える。

（静岡市財産管理規則の一部改正）

第 6 条 静岡市財産管理規則（平成15年静岡市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「平成15年静岡市選挙管理委員会告示第 1 号）」の次に「、静岡市葵区選挙管理委員会規程（平成17年静岡市葵区選挙管理委員会告示第 3 号）静岡市駿河区選挙管理委員会規程（平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 3 号）静岡市清水区選挙管理委員会規程（平成17年静岡市清水区選挙管理委員会告示第 3 号）」を加える。

（静岡市物品管理規則の一部改正）

第 7 条 静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成15年静岡市選挙管理委員会告示第 1 号）」の次に「、静岡市葵区選挙管理委員会規程（平成17年静岡市葵区選挙管理委員会告示第 3 号）静岡市駿河区選挙管理委員会規程（平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 3 号）静岡市清水区選挙管理委員会規程（平成17年静岡市清水区選挙管理委員会告示第 3 号）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第91号

静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年 4 月 28 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則

静岡市職員互助会規則（平成15年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第33条第 1 項中「助役」を「主管局長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 5 月 1 日から施行する。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第37号

管理職員等の範囲を定める規則及び静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年 4 月28日

静岡市人事委員会

委員長 向 坂 達 也

管理職員等の範囲を定める規則及び静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第 1 条 管理職員等の範囲を定める規則(平成17年静岡市人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
------------	---------

を

」

「

選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
区選挙管理委員会事務局	事務局長 次長

に

」

改める。

(静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正)

第 2 条 静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 (1) 行政職給料表級別職務分類表 6 級の項 3 中「選挙管理委員会事務局次長」の次に「、区選挙管理委員会事務局長、区選挙管理委員会事務局次長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第37号

静岡市消防本部訓令第31号

静岡市企業局管理規程第23号

静岡市教育委員会訓令第19号

静岡市選挙管理委員会訓令第14号

静岡市人事委員会訓令第7号

静岡市監査委員訓令第10号

静岡市農業委員会訓令第20号

静岡市議会訓令第10号

各局及び各区役所
消防防災局及び各消防署
企業局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

静岡市業務改善提案規程（平成17年静岡市訓令第2号、平成17年静岡市消防本部訓令第2号、平成17年静岡市企業局管理規程第2号、平成17年静岡市教育委員会訓令第3号、平成17年静岡市選挙管理委員会訓令第6号、平成17年静岡市人事委員会訓令第1号、平成17年静岡市監査委員訓令第2号、平成17年静岡市農業委員会訓令第3号、平成17年静岡市議会訓令第2号）は、廃止する。

平成17年4月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉
静岡市消防長 森 下 克 弘
静岡市公営企業管理者
森 竹 武 人

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市選挙管理委員会

委員長 藤 田 勝 也

静岡市人事委員会

委員長 向 坂 達 也

静岡市代表監査委員

亀 山 博 史

静岡市農業委員会

会長 大 橋 将 孝

静岡市議会議長 伊 東 稔 浩

静岡市訓令第38号

静岡市消防本部訓令第32号

静岡市企業局管理規程第24号

静岡市教育委員会訓令第20号

静岡市選挙管理委員会訓令第15号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市人事委員会訓令第8号

静岡市監査委員訓令第11号

静岡市農業委員会訓令第21号

静岡市議会訓令第11号

各局及び各区役所

消防防災局及び各消防署

企業局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市業務改善提案規程を次のように定める。

平成17年 4 月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市消防長 森 下 克 弘

静岡市公営企業管理者

森 竹 武 人

静岡市教育委員会

委員長 林 の ぶ

静岡市選挙管理委員会

委員長 藤 田 勝 也

静岡市葵区選挙管理委員会

委員長 渡 邊 良 平

静岡市駿河区選挙管理委員会

委員長 朝 比 奈 糺

静岡市清水区選挙管理委員会

委員長 深 澤 八 起

静岡市人事委員会

委員長 向 坂 達 也

静岡市代表監査委員

亀 山 博 史

静岡市農業委員会

会長 大 橋 將 孝

静岡市議会議長 伊 東 稔 浩

静岡市業務改善提案規程

(目的)

第 1 条 この訓令は、業務改善に関する職員の着想について自由な提案を募るとともに、これを積極的に採用し、業務に反映させることにより、職員の志気の高揚を図り、もって業務能率の向上に寄与することを目的とする。

(提案の内容)

第 2 条 提案は、業務改善についての職員の創意による工夫、考案、着想、意見等で、次の各号のいずれかに該当する内容を必要とする。

- (1) 市民サービスが向上すること。
- (2) 業務能率が向上すること。
- (3) 経費の節減又は収入の増加が期待できるものであること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務改善になること。

(提案の資格)

第 3 条 職員は、単独又は共同で提案をすることができる。

(提案の方法)

第 4 条 提案は、随時行うことができるものとし、総務局総務部総務課（以下「総務課」という。）に備付けの業務改善提案用紙に所定の事項を記入して提案箱に投入し、又は総務課へ直接提出することにより行うものとする。

2 前項の提案箱は、総務課が管理し、所定の場所に備え付ける。

(提案の受理)

第 5 条 総務局総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、提案を受理したときは、提案台帳に登録する。

(提案の不受理)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する提案は、受理しない。

- (1) 命により調査研究中のもの又はその結論を用いたもの
- (2) 非難、苦情、中傷等の内容を有するもの
- (3) 単なる希望、批判等で第 2 条の規定に該当する内容含まないもの
- (4) 第 9 条の規定により既に褒賞を受けた提案と内容が同一又は類似のもの

2 前項第 4 号に該当する提案であっても、総務課長が特に必要と認めるものは、同項の規定にかかわらず、受理することができる。

(提案の審査)

第 7 条 提案の審査は、静岡市行政事務能率研究委員会（以下「委員会」という。）が別表第 1 に定める基準により行う。

2 審査は、原則として提案者の所属、職名及び氏名を秘して行わなければならない。

(入賞等の決定)

第 8 条 委員会は、提案を審査したときは、別表第 2 に定める基準により入賞の可否及び等級について決定し、入賞した提案を公表するものとする。

(提案に対する褒賞等)

第 9 条 入賞した提案については、賞状及び褒賞金を与える。

2 前項の褒賞金は、委員会の審査の結果に基づき、別表第 3 に定める基準による。

3 入賞しなかった提案については、記念品を与えることができる。

(提案の実施)

第 10 条 市長は、提案の実施については、当該提案に係る所管の長に対し、必要な措置を命ずるものとする。

2 前項の措置を命ぜられた所管の長は、その実施についての計画及び結果を市長に報告しなければならない。

(提案の協力)

第 11 条 委員会及び所管の長は、提案しようとする職員に指導及び援助をするものとする。

(実績褒賞)

第 12 条 所管の長は、その所管事項について所属職員が第 4 条第 1 項に規定する方法によらないで当該所管の長に提案し、第 2 条の規定に該当する改善を行い適切な効果をあげたときは、褒賞を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、原則として申請しようとする日の属する年度又はその前年度において改善されたものに限り行うことができる。

3 第 1 項の規定による申請があったときは、第 4 条第 1 項の規定による提案があったものとみなして審査し、第 9 条の規定による褒賞を与えることができる。

(権利の保全)

第 13 条 入賞した提案に関するすべての権利は、市に帰属する。

(雑則)

第 14 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

業務改善提案審査基準

項目	内容	基準					
		著しい効果がある 5	非常に効果がある 4	相当効果がある 3	効果がある 2	効果が少ない 1	効果が無い 0
業務能率の向上	業務能率の向上の程度	著しい効果がある 5	非常に効果がある 4	相当効果がある 3	効果がある 2	効果が少ない 1	効果が無い 0
市民サービスの向上	市民サービスの向上の程度	著しく向上する 5	非常に向上する 4	相当向上する 3	多少向上する 2	現状とあまり変わらない 1	やや低下する 0
経済性	実施した場合、経費の節約できる程度	著しく節減できる 5	相当に節減できる 3	節減が少ない 1	現状とあまり変わらない 0	少し費用がかかる - 1	相当費用がかかる - 3
実現性	提案の実施可能の程度	直ちに実施できる 5	多少準備が必要 4	相当準備が必要 3	内容の検討が必要 2	他の方法がある 1	実施できない 0
適用範囲	提案実施の応用又は受益の範囲	非常に広範囲 5	相当広範囲 4	広範囲 3	部分的 2	ごく部分的 1	適用できない 0
着想	提案内容の着想、工夫の程度	着想が新しく工夫が著しい 5	着想は独創的 4	多少工夫改善している 3	余り工夫改善していない 2	単なる応用 1	創意がない 0
研究努力	提案に至るまでの研究努力	著しく研究、努力している 5	非常に研究、努力している 4	相当研究、努力している 3	研究、努力している 2	余り研究、努力していない 1	研究、努力していない 0

備考

- 1 実績褒賞の審査においては、実現性の項目の評価は、すべて 5 点とする。

2 次の各号のいずれかに該当する提案については、±10点の範囲で「調整点」を加減することができる。

- (1) 審査項目に表われない効果の認められるもの
- (2) 改善奨励の見地からみて、提案の価値を再評価する必要の認められるもの
- (3) 現状では実現困難と認められるが、将来における必要性、可能性を考慮する必要があるもの
- (4) その他全般的評価として調整の必要が認められるもの

別表第 2 (第 8 条関係)

入賞基準

等級	基準点
金賞	35点～30点
銀賞	29点～25点
銅賞	24点～20点
奨励賞	19点～15点

備考 評点が15点以上のものを入賞の対象とする。

別表第 3 (第 9 条関係)

褒賞金の基準

等級	褒賞金額
金賞	100,000円
銀賞	50,000円
銅賞	20,000円
奨励賞	5,000円

静岡市訓令第39号

静岡市消防本部訓令第33号

静岡市選挙管理委員会訓令第16号

静岡市人事委員会訓令第9号

静岡市監査委員訓令第12号

静岡市農業委員会訓令第22号

静岡市議会訓令第12号

各局及び各区役所
消防防災局及び各消防署
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

静岡市行政事務能率研究委員会規程（平成17年静岡市訓令第4号、平成17年静岡市消防本部訓令第4号、平成17年静岡市選挙管理委員会訓令第8号、平成17年静岡市人事委員会訓令第2号、平成17年静岡市監査委員訓令第4号、平成17年静岡市農業委員会訓令第5号、平成17年静岡市議会訓令第4号）は、廃止する。

平成17年4月28日

静岡市長	小	嶋	善	吉
静岡市消防長	森	下	克	弘
静岡市選挙管理委員会				
委員長	藤	田	勝	也
静岡市人事委員会				
委員長	向	坂	達	也
静岡市代表監査委員				
	亀	山	博	史
静岡市農業委員会				
会長	大	橋	將	孝
静岡市議会議長	伊	東	稔	浩

静岡市訓令第40号

静岡市消防本部訓令第34号

静岡市選挙管理委員会訓令第17号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第 2 号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第 2 号

静岡市人事委員会訓令第 10 号

静岡市監査委員訓令第 13 号

静岡市農業委員会訓令第 23 号

静岡市議会訓令第 13 号

各局及び各区役所
消防防災局及び各消防署
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

静岡市行政事務能率研究委員会規程を次のように定める。

平成 17 年 4 月 28 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市消防長 森 下 克 弘

静岡市選挙管理委員会

委員長 藤 田 勝 也

静岡市葵区選挙管理委員会

委員長 渡 邊 良 平

静岡市駿河区選挙管理委員会

委員長 朝 比 奈 紘

静岡市清水区選挙管理委員会

委員長 深 澤 八 起

静岡市人事委員会

委員長 向 坂 達 也

静岡市代表監査委員

亀山博史

静岡市農業委員会

会長 大橋将孝

静岡市議会議長 伊東稔浩

静岡市行政事務能率研究委員会規程

(設置)

第 1 条 市行政事務の刷新改善と能率の増進方策について調査研究し、その実施を図るため、静岡市行政事務能率研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。

2 委員長は助役をもって充て、委員は市職員のうちから市長が命ずる。

(委員長)

第 3 条 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の出席)

第 5 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員)

第 6 条 委員会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市職員のうちから市長が命ずる。

(部会)

第 7 条 委員会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

(報告)

第 8 条 委員長は、委員会が調査研究した事項の結果について、市長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項の報告に関し市長から特に命ぜられたときは、実施案を作成しなけれ

ばならない。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、総務局総務部総務課において処理する。

(雑則)

第 10 条 委員会の運営その他この訓令の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令第 41 号

静岡市消防本部訓令第 35 号

静岡市企業局管理規程第 25 号

静岡市教育委員会訓令第 21 号

静岡市選挙管理委員会訓令第 18 号

静岡市人事委員会訓令第 11 号

静岡市監査委員訓令第 14 号

静岡市農業委員会訓令第 24 号

静岡市議会訓令第 14 号

各局及び各区役所

消防防災局及び各消防署

企業局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市職員安全衛生管理規程（平成 17 年静岡市訓令第 6 号、平成 17 年静岡市消防本部訓令第 6 号、平成 17 年静岡市企業局管理規程第 4 号、平成 17 年静岡市教育委員会訓令第 5 号、平成 17 年静岡市選挙管理委員会訓令第 10 号、平成 17 年静岡市人事委員会訓令第 3 号、平成 17 年静岡市監査委員訓令第 6 号、平成 17 年静岡市農業委員会訓令第 7 号、平成 17 年静岡市

議会訓令第 6 号) は、廃止する。

平成 17 年 4 月 28 日

静岡市長	小	嶋	善	吉
静岡市消防長	森	下	克	弘
静岡市公営企業管理者				
	森	竹	武	人
静岡市教育委員会				
委員長	林		の	ぶ
静岡市選挙管理委員会				
委員長	藤	田	勝	也
静岡市人事委員会				
委員長	向	坂	達	也
静岡市代表監査委員				
	亀	山	博	史
静岡市農業委員会				
会長	大	橋	將	孝
静岡市議会議長	伊	東	稔	浩

静岡市訓令第 42 号

静岡市消防本部訓令第 36 号

静岡市企業局管理規程第 26 号

静岡市教育委員会訓令第 22 号

静岡市選挙管理委員会訓令第 19 号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第 3 号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第 3 号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第 3 号

静岡市人事委員会訓令第 12 号

静岡市監査委員訓令第 15 号

静岡市農業委員会訓令第 25 号

静岡市議会訓令第 15 号

各局及び各区役所
 消防防災局及び各消防署
 企業局
 教育委員会事務局及び教育機関
 選挙管理委員会事務局
 葵区選挙管理委員会事務局
 駿河区選挙管理委員会事務局
 清水区選挙管理委員会事務局
 人事委員会事務局
 監査委員事務局
 農業委員会事務局
 市議会事務局

静岡市職員安全衛生管理規程を次のように定める。

平成17年 4 月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉
 静岡市消防長 森 下 克 弘
 静岡市公営企業管理者
 森 竹 武 人
 静岡市教育委員会
 委員長 林 の ぶ
 静岡市選挙管理委員会
 委員長 藤 田 勝 也
 静岡市葵区選挙管理委員会
 委員長 渡 邊 良 平
 静岡市駿河区選挙管理委員会
 委員長 朝 比 奈 糺
 静岡市清水区選挙管理委員会
 委員長 深 澤 八 起
 静岡市人事委員会
 委員長 向 坂 達 也
 静岡市代表監査委員

亀 山 博 史

静岡市農業委員会

会長 大 橋 将 孝

静岡市議会議長 伊 東 稔 浩

静岡市職員安全衛生管理規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 4 条）
- 第 2 章 安全衛生管理組織（第 5 条 第 14 条）
- 第 3 章 災害等に関する措置（第 15 条 第 18 条）
- 第 4 章 健康診断（第 19 条 第 29 条）
- 第 5 章 補則（第 30 条・第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「政令」という。）労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「省令」という。）その他別に定めがあるもののほか、職員の安全及び衛生に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （ 1 ）任命権者 市長、消防長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員、農業委員会並びに議会の議長をいう。
- （ 2 ）職員 常時勤務に服することを要する一般職の職員をいう。
- （ 3 ）災害 法第 2 条第 1 号に規定する労働災害をいう。
- （ 4 ）総括安全衛生管理者 法第 10 条に規定する総括安全衛生管理者をいう。
- （ 5 ）安全管理者 法第 11 条に規定する安全管理者をいう。
- （ 6 ）衛生管理者 法第 12 条に規定する衛生管理者をいう。
- （ 7 ）安全衛生推進者 法第 12 条の 2 に規定する安全衛生推進者をいう。
- （ 8 ）衛生推進者 法第 12 条の 2 に規定する衛生推進者をいう。
- （ 9 ）産業医 法第 13 条に規定する産業医をいう。

(10) 作業主任者 法第14条に規定する作業主任者をいう。

(11) 衛生委員会 法第18条に規定する衛生委員会をいう。

(12) 安全衛生委員会 法第19条に規定する安全衛生委員会をいう。

(所属長の責務)

第 3 条 所属長は、任命権者又は総括安全衛生管理者の指示に従い、所属職員の安全及び衛生の管理に適切な措置を講じなければならない。

(職員の遵守事項)

第 4 条 職員は、安全の確保及び健康の保持増進について常に努めるとともに、安全及び衛生に関し、任命権者、所属長、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医又は作業主任者の指示に従わなければならない。

第 2 章 安全衛生管理組織

(総括安全衛生管理者の設置)

第 5 条 別表第 1 の左欄に掲げる箇所ごとに、同表の中欄に掲げる名称の総括安全衛生管理者を置き、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

(安全管理者の設置)

第 6 条 別表第 2 の左欄に掲げる箇所ごとに、同表の中欄に掲げる数の安全管理者を置き、その名称は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(衛生管理者の設置)

第 7 条 別表第 3 の左欄に掲げる箇所ごとに、同表の中欄に掲げる数の衛生管理者を置き、その名称は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(安全衛生推進者等の設置)

第 8 条 法第12条の 2 の規定により、任命権者が定める箇所ごとに、安全衛生推進者又は衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、法第12条の 2 の規定により、おおむね次に掲げる事項を担当する。

(1) 施設、設備等の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。

(2) 作業環境及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。

(3) 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。

(4) 安全衛生教育に関すること。

(5) 異常事態における応急措置に関すること。

(6) 災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。

(7) 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病、休業等の統計の作成に関すること。

(8) 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。

3 衛生推進者は、法第12条の2の規定により、おおむね前項各号に掲げる事項のうち衛生に係るものを担当する。

(産業医の設置)

第9条 別表第4の左欄に掲げる箇所ごとに、同表の右欄に掲げる数の産業医を置く。

(作業主任者の設置)

第10条 法第14条の規定により、必要な作業に作業主任者を置く。

(衛生委員会の設置)

第11条 別表第5の左欄に掲げる箇所ごとに、同表の中欄に掲げる名称の衛生委員会を置き、同表の右欄に掲げる数の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 衛生委員会は、法第18条第1項各号に掲げる事項について調査審議し、任命権者に対し意見を述べるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、衛生委員会に関し必要な事項は、衛生委員会が定める。

(安全衛生委員会の設置)

第12条 別表第6の左欄に掲げる箇所ごとに、同表の中欄に掲げる名称の安全衛生委員会を置き、同表の右欄に掲げる数の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 安全衛生委員会は、法第17条第1項各号及び法第18条第1項各号に掲げる事項について調査審議し、任命権者に対し意見を述べるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、安全衛生委員会に関し必要な事項は、安全衛生委員会が定める。

(衛生協議会等の設置)

第13条 別表第7の左欄に掲げる組織ごとに、同表の中欄に掲げる名称の衛生協議会又は安全衛生協議会（以下これらを「協議会」という。）を置き、同表の右欄に掲げる数の委員をもって組織する。

2 協議会は、当該組織に属する職員の安全又は衛生に関する事項について検討するとともに、当該組織に属する箇所に置かれる衛生委員会又は安全衛生委員会の活動を調整するものとする。

- 3 協議会の委員には、当該組織を統括管理する職にある者及び当該組織に属する箇所に置かれる衛生委員会又は安全衛生委員会から推薦された当該委員会の委員をもって充てる。
- 4 協議会の委員の任期は、それぞれの衛生委員会又は安全衛生委員会の委員の任期による。
- 5 協議会の議長には、委員のうち当該組織を統括管理する職にある者をもって充てるものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

(中央安全衛生協議会の設置)

第14条 職員の安全及び衛生についての総合的な検討を行うとともに、各協議会の活動の調整を行うため、中央安全衛生協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。

- 2 中央協議会の会長は、助役をもって充て、中央協議会の委員には、各協議会から推薦された当該協議会の委員 2 人ずつをもって充てる。
- 3 中央協議会の委員の任期は、それぞれの協議会の委員の任期による。
- 4 中央協議会は、第 1 項に規定する総合的な検討及び活動の調整について協議し、その結果を任命権者に対し報告するものとする。
- 5 中央協議会の会長は、必要があると認めるときは、中央協議会に諮り、中央協議会の会議に委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができるものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、中央協議会に関し必要な事項は、中央協議会が定める。

第 3 章 災害等に関する措置

(緊急事態に対する措置)

第15条 所属長は、職員に対する災害の発生の危険が急迫したときは、直ちに作業の中断、職員の退避等の適切な措置を講じ、速やかに任命権者及び総括安全衛生管理者にその状況を報告しなければならない。

(事故発生の報告)

第16条 所属長は、職員の勤務場所において、火災、爆発、倒壊等の事故が発生したときは、災害の発生の有無にかかわらず、その都度、その状況等を任命権者及び総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(災害発生に対する措置)

第17条 所属長は、職員の勤務中又は勤務場所において災害が発生したときは、直ちに救急処置その他の適切な措置を講じ、遅滞なく任命権者及び総括安全衛生管理者に報告し

なければならない。

(防疫の措置)

第18条 任命権者又は総括安全衛生管理者は、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症その他市長が認める感染症にかかったとき、又はこれらの感染症にかかるおそれがあるときは、直ちに防疫上必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 健康診断

(採用前の健康診断)

第19条 任命権者は、職員の採用前に、省令第43条、第47条及び第48条の規定により、その者の健康診断を行わなければならない。

2 任命権者は、前項の健康診断の結果、健康に異常があると認められる者について、更に必要な健康診断を行うものとする。

(定期健康診断)

第20条 任命権者又は総括安全衛生管理者は、省令第44条の規定により、定期に職員の健康診断を行わなければならない。

(有害業務健康診断)

第21条 任命権者又は総括安全衛生管理者は、政令第22条第1項各号に掲げる有害業務に従事する職員に対し、特別の項目についての健康診断を行わなければならない。

(結核健康診断)

第22条 任命権者又は総括安全衛生管理者は、前2条及び第24条の健康診断の結果、結核の発病のおそれがあると診断された職員に対し、省令第46条の規定による健康診断を行わなければならない。

(歯科医師による健康診断)

第23条 任命権者又は総括安全衛生管理者は、政令第22条第3項に規定する有害業務に従事する職員に対し、省令第48条の規定による歯科医師による健康診断を行わなければならない。

(臨時健康診断)

第24条 任命権者又は総括安全衛生管理者は、第20条から前条までに規定する健康診断のほか、職員の衛生管理上必要があると認める場合には、職員の全部又は一部について臨時に健康診断を行わなければならない。

(健康診断受診の義務)

第25条 職員は、第20条から前条までに規定する健康診断を受けなければならない。

2 職員がやむを得ない理由により第20条から前条までに規定する健康診断を受けることができないときは、任命権者の承認を得て、当該健康診断と同一の項目について医師による健康診断を受け、その結果を証明する書類を衛生管理者に提出しなければならない。

3 所属長は、第20条から前条までに規定する健康診断が実施されるときは、職員に受診漏れのないように措置しなければならない。

(指導区分の決定)

第26条 任命権者又は総括安全衛生管理者は、第20条から第24条まで及び前条第2項に規定する健康診断を行った医師が健康に異常があると認める職員について、その医師の意見書その他の関係資料を産業医に提示し、別表第8の指導区分欄に掲げる指導区分の決定を受けるものとする。

2 任命権者又は総括安全衛生管理者は、前項の決定を受けたときは、任命権者にあつては、当該職員の所属長及び当該職員に、総括安全衛生管理者にあつては、当該職員の任命権者及び所属長並びに当該職員に当該決定の内容を通知するものとする。

(任命権者の事後措置)

第27条 任命権者は、前条の規定により指導区分の決定を受け、又は決定の通知を受けたときは、当該職員について、その指導区分に応じ、別表第8の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置をとるものとする。

(健康診断の記録の作成)

第28条 任命権者又は総括安全衛生管理者は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他衛生管理上必要があると認める事項について記録を作成し、これを職員の衛生管理に関する指導のために活用しなければならない。

2 前項の規定により作成した記録については、これを5年間保存するものとする。

(報告の義務)

第29条 所属長は、所属職員のうち健康診断及び保健衛生について適切な措置を講ずる必要があると認める者については、その都度衛生管理者に報告しなければならない。

第5章 補則

(事務担当組織)

第30条 この訓令に定める事務の処理については、別表第9の左欄に掲げる事務に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる組織において処理するものとする。

(雑 則)

第31条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

総括安全衛生管理者

箇所	名称	職
静岡市役所(静岡庁舎)の各所属(廃棄物政策課、産業廃棄物対策課、収集業務課及び静岡上下水道サービス課を除く。)とその出先機関、葵区役所とその出先機関及び葵福祉事務所	静岡市役所静岡庁舎及び葵区役所等総括安全衛生管理者	総務部長
静岡市役所(清水庁舎)の各所属(保健所清水支所、教育委員会事務局及び企業局を除く。)とその出先機関、清水区役所及び清水福祉事務所とその出先機関	静岡市役所清水庁舎及び清水区役所等総括安全衛生管理者	総務部長
廃棄物政策課、産業廃棄物対策課及び収集業務課(西ヶ谷収集センター、沼上収集センター及び清水収集センターを除く。)	環境部総括安全衛生管理者	環境部長
西ヶ谷収集センター	西ヶ谷収集センター総括安全衛生管理者	環境部長
沼上収集センター	沼上収集センター総括安全衛生管理者	環境部長
清水収集センター	清水収集センター総括安全衛生管理者	環境部長
廃棄物処理課	廃棄物処理課総括安全衛生管	環境部長

	理者	
企業局	企業局総括安全衛生管理者	水道部長

別表第 2 (第 6 条関係)

安全管理者

箇所	数	名称
廃棄物政策課、産業廃棄物対策課及び収集業務課(西ヶ谷収集センター、沼上収集センター及び清水収集センターを除く。)	1 人	環境部安全管理者
西ヶ谷収集センター	1 人	西ヶ谷収集センター安全管理者
沼上収集センター	1 人	沼上収集センター安全管理者
清水収集センター	1 人	清水収集センター安全管理者
廃棄物処理課	1 人	廃棄物処理課安全管理者
教育委員会事務局(南部学校給食センター、東部学校給食センター、北部学校給食センター及び西部学校給食センター並びに高等学校を除く。)	1 人	教育委員会安全管理者
南部学校給食センター	1 人	南部学校給食センター安全管理者
東部学校給食センター	1 人	東部学校給食センター安全管理者
北部学校給食センター	1 人	北部学校給食センター安全管理者
西部学校給食センター	1 人	西部学校給食センター安全管理者
静岡市立高等学校	1 人	静岡市立高等学校安全管理者
静岡市立商業高等学校	1 人	静岡市立商業高等学校安全管理者
静岡市立清水商業高等学校	1 人	静岡市立清水商業高等学校安全管理者
企業局	2 人	企業局安全管理者

別表第 3 (第 7 条関係)

衛生管理者

箇所	数	名称
下記の箇所を除く全箇所	4 人	静岡市役所静岡庁舎及び葵区役所等衛生管理者
静岡市役所(清水庁舎)の各所属とその出先機関、清水区役所及び清水福祉事務所とその出先機関(下記の箇所を除く。)	3 人	静岡市役所清水庁舎及び清水区役所等衛生管理者
駿河区役所とその出先機関及び駿河福祉事務所	1 人	駿河区役所等衛生管理者
病院経営課、静岡病院及び静岡看護専門学校	3 人	静岡病院衛生管理者
清水病院及び清水看護専門学校	3 人	清水病院衛生管理者
衛生研究所、保健所及び動物指導センター	1 人	保健所衛生管理者
廃棄物政策課、産業廃棄物対策課及び収集業務課(西ヶ谷収集センター、沼上収集センター及び清水収集センターを除く。)	1 人	環境部衛生管理者
西ヶ谷収集センター	1 人	西ヶ谷収集センター衛生管理者
沼上収集センター	1 人	沼上収集センター衛生管理者
清水収集センター	1 人	清水収集センター衛生管理者
廃棄物処理課	1 人	廃棄物処理課衛生管理者
教育委員会事務局(南部学校給食センター、東部学校給食センター、北部学校給食セン	3 人	教育委員会衛生管理者

ター及び西部学校給食センター並びに高等学校を除く。)		
南部学校給食センター	1 人	南部学校給食センター衛生管理者
東部学校給食センター	1 人	東部学校給食センター衛生安全管理者
北部学校給食センター	1 人	北部学校給食センター衛生管理者
西部学校給食センター	1 人	西部学校給食センター衛生管理者
静岡市立高等学校	1 人	静岡市立高等学校衛生管理者
静岡市立商業高等学校	1 人	静岡市立商業高等学校衛生管理者
静岡市立清水商業高等学校	1 人	静岡市立清水商業高等学校衛生管理者
消防総務課、警防課、救急救助課、予防課、査察課及び指令課並びに追手町消防署	1 人	消防部・追手町消防署衛生管理者
石田消防署	1 人	石田消防署衛生管理者
千代田消防署	1 人	千代田消防署衛生管理者
清水消防署	1 人	清水消防署衛生管理者
湾岸消防署及び日本平消防署	1 人	湾岸・日本平消防署衛生管理者
企業局	2 人	企業局衛生管理者

別表第 4 (第 9 条関係)

産業医

箇所	数
下記の箇所を除く全箇所	1 人
静岡市役所(清水庁舎)の各所属とその出先機関、清水区役所及び清水福祉事務所とその出先機関(下記の箇所を除く。)	1 人
駿河区役所とその出先機関及び駿河福祉事務所	1 人
病院経営課、静岡病院及び静岡看護専門学校	1 人
清水病院及び清水看護専門学校	1 人
衛生研究所、保健所及び動物指導センター	1 人
廃棄物政策課、産業廃棄物対策課及び収集業務課(西ヶ谷収集センター、	1 人

沼上収集センター及び清水収集センターを除く。)	
西ヶ谷収集センター	1 人
沼上収集センター	1 人
清水収集センター	1 人
廃棄物処理課	1 人
教育委員会事務局（南部学校給食センター、東部学校給食センター、北部学校給食センター及び西部学校給食センター並びに高等学校を除く。）	1 人
南部学校給食センター	1 人
東部学校給食センター	1 人
北部学校給食センター	1 人
西部学校給食センター	1 人
静岡市立高等学校	1 人
静岡市立商業高等学校	1 人
静岡市立清水商業高等学校	1 人
消防総務課、警防課、救急救助課、予防課、査察課及び指令課並びに追手町消防署	1 人
石田消防署	1 人
千代田消防署	1 人
清水消防署	1 人
湾岸消防署及び日本平消防署	1 人
企業局	1 人

別表第 5（第 11 条関係）

衛生委員会

箇所	名称	委員数
静岡市役所（静岡庁舎）の各所属（廃棄物政策課、産業廃棄物対策課、収集業務課及び静岡上下水道サービス課を除く。）とその出先機関、葵区役所とその出先機関及び葵福祉事務所	静岡市役所静岡庁舎及び葵区役所等衛生委員会	11 人
駿河区役所とその出先機関及び駿河福祉事	駿河区役所等衛生委員会	5 人

務所		
静岡市役所（清水庁舎）の各所属（保健所清水支所、企業局及び教育委員会事務局並びに消防部清水分室を除く。）とその出先機関、清水区役所及び清水福祉事務所とその出先機関	静岡市役所清水庁舎及び清水区役所等衛生委員会	11人
病院経営課、静岡病院及び静岡看護専門学校	静岡病院衛生委員会	11人
清水病院及び清水看護専門学校	清水病院衛生委員会	11人
衛生研究所、保健所及び動物指導センター	保健所衛生委員会	15人
消防総務課、警防課、救急救助課、予防課、査察課及び指令課並びに追手町消防署	消防部・追手町消防署衛生委員会	5人
石田消防署	石田消防署衛生委員会	5人
千代田消防署	千代田消防署衛生委員会	5人
清水消防署	清水消防署衛生委員会	5人
湾岸消防署及び日本平消防署	湾岸・日本平消防署衛生委員会	5人

別表第 6（第 12 条関係）

安全衛生委員会

箇所	名称	委員数
廃棄物政策課、産業廃棄物対策課及び収集業務課（西ヶ谷収集センター、沼上収集センター及び清水収集センターを除く。）	環境部安全衛生委員会	7人
西ヶ谷収集センター	西ヶ谷収集センター安全衛生委員会	7人
沼上収集センター	沼上収集センター安全衛生委員会	7人
清水収集センター	清水収集センター安全衛生委員会	7人
廃棄物処理課	廃棄物処理課安全衛生委員会	9人

	員会	
教育委員会事務局（南部学校給食センター、東部学校給食センター、北部学校給食センター及び西部学校給食センター並びに高等学校を除く。）	教育委員会安全衛生委員会	15人
南部学校給食センター	南部学校給食センター安全衛生委員会	7人
東部学校給食センター	東部学校給食センター安全衛生委員会	7人
北部学校給食センター	北部学校給食センター安全衛生委員会	7人
西部学校給食センター	西部学校給食センター安全衛生委員会	7人
静岡市立高等学校	静岡市立高等学校安全衛生委員会	7人
静岡市立商業高等学校	静岡市立商業高等学校安全衛生委員会	7人
静岡市立清水商業高等学校	静岡市立清水商業高等学校安全衛生委員会	7人
企業局	企業局安全衛生委員会	25人

別表第 7（第13条関係）

衛生協議会又は安全衛生協議会

組織	名称	委員数
下記の組織を除く全組織	市役所等衛生協議会	21人
保健所、衛生研究所及び動物指導センター	保健所衛生協議会	15人
病院局	病院衛生協議会	21人
環境部（環境政策課及び環境保全課を除く。）	環境部安全衛生協議会	21人
教育委員会事務局	教育委員会安全衛生協議会	21人
消防部及び各消防署	消防衛生協議会	20人

企業局	企業局安全衛生協議会	25人
-----	------------	-----

別表第 8 (第26条、第27条関係)

指導区分及び事後措置の基準

指導区分		事後措置の基準	
区分	内容		
生活規制の面	A	勤務を休む必要があるもの	療養のための休暇を取るよう指導し、又は休養若しくは休職の方法により療養のために必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更、勤務場所の変更等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務(午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。)、時間外勤務(正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。)及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ正常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張をさせない。
	D	平常の生活でよいもの	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあっせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病、再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療を必要としないもの	

別表第 9 (第 30 条関係)

事務担当組織

事務	担当組織
静岡市役所静岡庁舎及び葵区役所等総括安全衛生管理者の所掌する事務、静岡市役所清水庁舎及び清水区役所等総括安全衛生管理者の所掌する事務及び市役所等衛生協議会並びに中央安全衛生協議会に係る事務	総務部職員厚生課
静岡市役所静岡庁舎及び葵区役所等衛生委員会に係る事務	葵区役所地域総務課
駿河区役所等衛生委員会に係る事務	駿河区役所地域総務課
静岡市役所清水庁舎及び清水区役所等衛生委員会に係る事務	清水区役所地域総務課
保健所衛生委員会及び保健所衛生協議会に係る事務	保健所保健予防課
病院衛生協議会に係る事務	病院経営課
静岡病院衛生委員会に係る事務	静岡病院事務局病院総務課
清水病院衛生委員会に係る事務	清水病院事務局病院総務課
環境部総括安全衛生管理者の所掌する事務、環境部安全衛生委員会及び環境部安全衛生協議会に係る事務	環境部廃棄物政策課
西ヶ谷収集センター総括安全衛生管理者の所掌する事務及び西ヶ谷収集センター安全衛生委員会に係る事務	環境部収集業務課
沼上収集センター総括安全衛生管理者の所掌する事務及び沼上収集センター安全衛生委員会に係る事務	環境部収集業務課
清水収集センター総括安全衛生管理者の所掌する事務及び清水収集センター安全衛生委員会に係る事務	環境部収集業務課
廃棄物処理課総括安全衛生管理者の所掌する事務及び廃棄物処理課安全衛生委員会に係る事務	環境部廃棄物処理課
教育委員会安全衛生委員会及び教育委員会安全衛生協議会に係る事務	教育委員会事務局教育総務課

南部学校給食センター安全衛生委員会に係る事務	教育委員会事務局南部学校給食センター
東部学校給食センター安全衛生委員会に係る事務	教育委員会事務局東部学校給食センター
北部学校給食センター安全衛生委員会に係る事務	教育委員会事務局北部学校給食センター
西部学校給食センター安全衛生委員会に係る事務	教育委員会事務局西部学校給食センター
静岡市立高等学校安全衛生委員会に係る事務	静岡市立高等学校
静岡市立商業高等学校安全衛生委員会に係る事務	静岡市立商業高等学校
静岡市立清水商業高等学校安全衛生委員会に係る事務	静岡市立清水商業高等学校
消防部・追手町消防署衛生委員会及び消防衛生協議会に係る事務	消防部消防総務課
石田消防署衛生委員会に係る事務	石田消防署
千代田消防署衛生委員会に係る事務	千代田消防署
清水消防署衛生委員会に係る事務	清水消防署
湾岸・日本平消防署衛生委員会に係る事務	湾岸消防署
企業局総括安全衛生管理者の所掌する事務、企業局安全衛生委員会及び企業局安全衛生協議会に係る事務	水道部水道総務課

静岡市訓令第43号

静岡市企業局管理規程第27号

静岡市教育委員会訓令第23号

各局

企業局

教育委員会事務局

静岡市委託業務等業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正す

る。

平成17年 4 月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉
静岡市公営企業管理者 森 竹 武 人
静岡市教育委員会
委員長 林 の ぶ

別表第 2 葵区役所部会の項所属する課等の欄中「各課」の次に「及び葵区選挙管理委員会事務局」を加える。

別表第 2 駿河区役所部会の項所属する課等の欄中「各課」の次に「及び駿河区選挙管理委員会事務局」を加える。

別表第 2 清水区役所部会の項所属する課等の欄中「各課」の次に「及び清水区選挙管理委員会事務局」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第131号

静岡市の市歌を次のとおり定める。

平成17年 4 月13日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市歌

わたしの街 静岡

詞：静岡市選歌

補作詞：小 椋 佳

作曲：小 椋 佳

編曲：川 辺 真

1. この街に 生まれてよかった
緑の峰 広がる空
夢を乗せて 白い雲が 駆けて行くよ
胸に溢るほど 力満ちてきて
ここはいつでも暖かい
わたしの街 美しい静岡

2. この街に 育ってよかった
煌めく波 遙かな海
遠い国の 息吹伝え 風が行くよ
時代に先駆ける 背を後押しして
ここはいつでも暖かい
わたしの街 新しい静岡

3. この街に 暮らしてよかった
光る高瀬 踊る魚影
思い出呼び 心和み 川が行くよ
豊かさと幸せ 微笑みを添えて
ここはいつでも暖かい
わたしの街 素晴らしい静岡

静岡市告示第132号

静岡市の市の花、市の木及び市の鳥を次のとおり定める。

平成17年4月13日

静岡市長 小 嶋 善 吉

市の花 タチアオイ

市の木 ハナミズキ

市の鳥 カワセミ

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第36号

静岡市井川財産区議会議員選挙を行う。

選挙の期日及び選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

平成17年 4月21日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

- 1 選挙の期日 平成17年 4月26日
- 2 選挙すべき議員の数 10人

静岡市選挙管理委員会告示第37号

平成17年 4月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

平成17年 4月21日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
静岡市葵区 井川1091番地の1	荒尾 利光	静岡市葵区 井川719番地	長嶋 千枝子

静岡市選挙管理委員会告示第38号

平成17年 4月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙における選挙長の執務する場所は、次のとおりである。

平成17年 4月21日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市葵区井川656番地の2 井川支所

静岡市選挙管理委員会告示第39号

平成17年4月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

平成17年4月21日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

投票区	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1投票区	静岡市葵区 井川678番地の2	長嶋 征夫	静岡市葵区 井川1120番地	望月 スミエ
第2投票区	静岡市葵区 井川2206番地	金澤 富男	静岡市葵区 井川783番地の1	宮崎 玉緒
第3投票区	静岡市葵区 口坂本630番地	白鳥 泰幸	静岡市葵区 口坂本435番地	望月 達也

静岡市選挙管理委員会告示第40号

平成17年4月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙における各投票区の投票所は、次のとおりである。

平成17年4月21日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

投票区	建物の名称	所在地
第1投票区	井川支所	静岡市葵区井川656番地の2
第2投票区	静岡市中央公民館田代分館	静岡市葵区田代462番地
第3投票区	静岡市口坂本温泉浴場	静岡市葵区口坂本652番地

静岡市選挙管理委員会告示第41号

平成17年4月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25

年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、投票所を閉じる時刻を次のように繰り上げる。

平成17年4月21日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

投票区	投票所名	開く時刻	閉じる時刻
第1投票区	井川支所	午前7時	午後6時
第2投票区	静岡市中央公民館田代分館	午前7時	午後6時
第3投票区	静岡市口坂本温泉浴場	午前7時	午後6時

静岡市選挙管理委員会告示第42号

平成17年4月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙における期日前投票所は、次のとおりである。

平成17年4月21日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市葵区井川656番地の2 井川支所

静岡市選挙管理委員会告示第43号

平成17年4月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

平成17年4月21日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者		職務を行うべき日
住所	氏名	住所	氏名	
静岡市葵区 井川683番地の2	長嶋 務	静岡市葵区 井川945番地	海野 重治	平成17年4月22日
静岡市葵区 井川683番地の2	長嶋 務	静岡市葵区 井川945番地	海野 重治	平成17年4月23日

静岡市葵区 井川683番地の2	長嶋 務	静岡市葵区 井川945番地	海野 重治	平成17年 4 月24日
静岡市葵区 井川683番地の2	長嶋 務	静岡市葵区 井川945番地	海野 重治	平成17年 4 月25日

静岡市選挙管理委員会告示第44号

平成17年 4 月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙について、静岡市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する投票を記載する場所は、次のとおりである。

平成17年 4 月21日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市葵区井川656番地の2 井川支所

静岡市選挙管理委員会告示第45号

平成17年 4 月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第270条の2 第1項の規定により、不在者投票の時間を午前 8 時30分から午後 5 時までとする。

平成17年 4 月21日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市選挙管理委員会告示第46号

平成17年 4 月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙における候補者の氏名等を掲示する順序を定めるくじを行う場所及び日時は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項本文の規定により、次のとおりである。

平成17年 4 月21日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

1 場 所 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市役所静岡庁舎新館

2 日 時 平成17年 4 月21日 午後 6 時

静岡市選挙管理委員会告示第 47 号

平成 17 年 4 月 26 日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙については、開票の事務を選挙会場において、選挙会の事務に併せて行う。

平成 17 年 4 月 21 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市選挙管理委員会告示第 48 号

平成 17 年 4 月 26 日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙における候補者 1 人の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成 17 年 4 月 21 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

制限額 978,600 円

静岡市選挙管理委員会告示第 49 号

平成 17 年 4 月 26 日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙において、選挙運動に従事するものに対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事するもの（選挙運動のために使用する事務員、専ら公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 141 条第 1 項の規定により、選挙運動のために使用される自動車または船舶の上における選挙運動のために使用するもの及び専ら手話通訳のために使用するものに限る。）に対し支給することができる報酬の額を、次のとおり定める。

平成 17 年 4 月 21 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

(1) 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

- イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

- ニ 宿泊料（食料 2 食分を含む。） 1 夜につき 12,000 円
- ホ 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
- ヘ 茶菓料 1 日につき 500 円
- (2) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000 円以内
 - ロ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内
- (3) 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ (1) イ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1 夜につき 10,000 円
- (4) 選挙運動のために従事する次の者 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき 10,000 円以内
 - ロ 専ら法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者 1 日につき 15,000 円以内

静岡市選挙管理委員会告示第 50 号

平成 17 年 4 月 26 日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 143 条第 1 項第 5 号の規定によるポスターには検印を用い、検印を行う場所は次のとおりである。

平成 17 年 4 月 21 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市葵区井川 656 番地の 2 井川支所

静岡市選挙管理委員会告示第 51 号

平成 17 年 4 月 26 日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙について、候補者又は推薦届出者が静岡市選挙管理委員会に対して届出、請求、申出及び報告をする場所は、次のとおりである。

平成 17 年 4 月 21 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市葵区井川656番地の 2 井川支所

静岡市選挙管理委員会告示第52号

平成17年4月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時
は、次のとおりである。

平成17年4月22日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

- 1 場 所 静岡市葵区井川656番地の 2 井川支所
- 2 日 時 平成17年4月26日 午後1時30分

静岡市選挙管理委員会告示第53号

平成17年4月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙において、当選した者の住所及
び氏名は、次のとおりである。

平成平成17年4月27日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

住 所	氏 名
静岡県静岡市葵区井川544番地の 5	森 竹 史 郎
静岡県静岡市葵区井川655番地の 3	栗 下 浩 信
静岡県静岡市葵区井川540番地の 1	筑 地 裕 子
静岡県静岡市葵区田代623番地	滝 浪 一 郎
静岡県静岡市葵区田代678番地	滝 浪 美 登 利
静岡県静岡市葵区井川508番地の 8	森 山 三 千 夫
静岡県静岡市葵区田代74番地	白 鳥 孝 一
静岡県静岡市葵区井川925番地	望 月 喜 裕
静岡県静岡市葵区井川674番地の 2	栗 山 俊 彦
静岡県静岡市葵区井川697番地の 3	長 島 勇 志

静岡市選挙管理委員会告示第54号

静岡市議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の定数に関する条例（平成17年静岡市条例第65号）の制定に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第7条において準用する同令第6条の規定に基づき、静岡市議会議員の所属選挙区を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成17年5月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

1 場 所 静岡市役所静岡庁舎本館3階 第2委員会室

2 日 時 平成17年5月17日 午後1時30分

静岡市選挙管理委員会告示第55号

静岡市議会議員の選挙における投票区の区画指定について（平成17年静岡市選挙管理委員会告示第2号）は、廃止する。

平成17年5月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第7項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定による指定投票区及び指定関係投票区の指定について（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第20号）は、廃止する。

平成17年5月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

静岡市選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の3第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の2第1項の規定による指定在外投票区の指定について（平成15年

静岡市選挙管理委員会告示第21号)は、廃止する。

平成17年5月10日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

選挙長（井川財産区議会）告示

告示第1号

平成17年4月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成17年4月21日

静岡市井川財産区議会議員選挙

選挙長 荒尾利光

- 1 場 所 静岡市葵区井川656番地の2 井川支所
- 2 日 時 平成17年4月24日 午後1時30分

告示第2号

平成17年4月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙につき、候補者として、次のとおり届出があった。

平成17年4月21日

静岡市井川財産区議会議員選挙

選挙長 荒尾利光

届出 受理 番号	届出年月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名(通称) (戸籍名)	本籍	住所	生年月日	党派	職	業
1	平成17年 4月21日	本人 届出	もりたけ 森竹史郎	静岡県	静岡県静岡市葵区 井川544番地の5	昭和26年 2月11日 (54歳)	無所属	団 体 役 員	員
2	平成17年 4月21日	本人 届出	くりした 栗下浩信	静岡県	静岡県静岡市葵区 井川655番地の3	昭和35年 10月14日 (44歳)	無所属	ガ ス 小 売 業	業
3	平成17年 4月21日	本人 届出	つきぢ 筑地裕子	静岡県	静岡県静岡市葵区 井川540番地の1	昭和31年 4月5日 (49歳)	無所属	雑 貨 小 売 業	業
4	平成17年 4月21日	本人 届出	たきなみ 滝浪一郎	静岡県	静岡県静岡市葵区 田代623番地	昭和30年 3月24日 (50歳)	無所属	農 林 業	業
5	平成17年 4月21日	本人 届出	たきなみ 滝浪美登利	静岡県	静岡県静岡市葵区 田代678番地	昭和17年 11月28日 (61歳)	無所属	民 宿	宿
6	平成17年 4月21日	本人 届出	もりやま 森山三千夫	静岡県	静岡県静岡市葵区 井川508番地の8	昭和24年 3月3日 (56歳)	無所属	株 式 会 社 ヤ マ エ イ 長 島 建 設 会 社 員	員
7	平成17年 4月21日	本人 届出	しらとり 白鳥孝一	静岡県	静岡県静岡市葵区 田代74番地	昭和8年 12月29日 (71歳)	無所属	農 林 業	業
8	平成17年 4月21日	本人 届出	もちづき 望月喜裕	静岡県	静岡県静岡市葵区 井川925番地	昭和24年 1月7日 (56歳)	無所属	食 料 品 小 売 業	業
9	平成17年 4月21日	本人 届出	くりやま 栗山俊彦	静岡県	静岡県静岡市葵区 井川674番地の2	昭和31年 1月1日 (49歳)	無所属	食 品 販 売 業	業
10	平成17年 4月21日	本人 届出	ながしま 長島勇志	静岡県	静岡県静岡市葵区 井川697番地の3	昭和14年 9月3日 (65歳)	無所属	団 体 職 員	員

告示第 3 号

平成17年 4 月26日執行の静岡市井川財産区議会議員選挙につき、届出のあった候補者がその選挙における定数を超えないので、投票は行わない。

平成17年 4 月21日

静岡市井川財産区議会議員選挙
選挙長 荒尾利光

葵区告示

静岡市葵区告示第 1 号

静岡市葵区地価公示台帳の閲覧に関する規程を次のように定める。

平成17年 4 月 1 日

静岡市葵区長 岡部正志

静岡市葵区地価公示台帳の閲覧に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地価公示法（昭和44年法律第49号）第 7 条第 2 項及び地価公示法施行令（昭和44年政令第180号）第 1 条の規定に基づき、区における地価の公示に係る事項を記載した書面等（以下「台帳」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第 2 条 台帳の閲覧の場所は、地域総務課及び井川支所内とする。

(閲覧日及び閲覧時間)

第 3 条 台帳の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

(1) 閲覧日 静岡市の休日を定める条例（平成15年静岡市条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に規定する市の休日を除く毎日

(2) 閲覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

2 前項の閲覧日及び閲覧時間は、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(閲覧手続)

第 4 条 台帳の閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧場所に備え付けである地価公示台帳閲覧者名簿（別記様式）に所定の事項を記入し、係員の指示を受け

て閲覧しなければならない。

(閲覧の遵守事項等)

第 5 条 閲覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 指定された場所以外で閲覧しないこと。
- (2) 閲覧場所において、喫煙及び火気の使用をしないこと。
- (3) 台帳を抜き取り、汚損し、若しくはき損し、又は書き加えたり等しないこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

2 区長は、閲覧者が前項の規定に違反したときは、台帳の閲覧を禁止し、又は中止することができる。

(雑則)

第 6 条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

【様式は掲載省略】

駿河区告示

静岡市駿河区告示第 1 号

静岡市駿河区地価公示台帳の閲覧に関する規程を次のように定める。

平成 17 年 4 月 1 日

静岡市駿河区長 栃本 英雄

静岡市駿河区地価公示台帳の閲覧に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第 7 条第 2 項及び地価公示法施行令（昭和 44 年政令第 180 号）第 1 条の規定に基づき、区における地価の公示に係る事項を記載した書面等（以下「台帳」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第 2 条 台帳の閲覧の場所は、地域総務課及び長田支所内とする。

(閲覧日及び閲覧時間)

第 3 条 台帳の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

(1) 閲覧日 静岡市の休日を定める条例 (平成 15 年静岡市条例第 2 号) 第 1 条第 1 項各号に規定する市の休日を除く毎日

(2) 閲覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 前項の閲覧日及び閲覧時間は、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(閲覧手続)

第 4 条 台帳の閲覧をしようとする者 (以下「閲覧者」という。) は、閲覧場所に備え付けである地価公示台帳閲覧者名簿 (別記様式) に所定の事項を記入し、係員の指示を受けて閲覧しなければならない。

(閲覧の遵守事項等)

第 5 条 閲覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 指定された場所以外で閲覧しないこと。

(2) 閲覧場所において、喫煙及び火気の使用をしないこと。

(3) 台帳を抜き取り、汚損し、若しくはき損し、又は書き加えたり等しないこと。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

2 区長は、閲覧者が前項の規定に違反したときは、台帳の閲覧を禁止し、又は中止することができる。

(雑則)

第 6 条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

【様式は掲載省略】

清水区告示

静岡市清水区告示第 1 号

静岡市清水区地価公示台帳の閲覧に関する規程を次のように定める。

平成 17 年 4 月 1 日

静岡市清水区長 木 口 直 充

静岡市清水区地価公示台帳の閲覧に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地価公示法（昭和44年法律第49号）第 7 条第 2 項及び地価公示法施行令（昭和44年政令第180号）第 1 条の規定に基づき、区における地価の公示に係る事項を記載した書面等（以下「台帳」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧場所）

第 2 条 台帳の閲覧の場所は、地域総務課内とする。

（閲覧日及び閲覧時間）

第 3 条 台帳の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

（ 1 ） 閲覧日 静岡市の休日をも定める条例（平成15年静岡市条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に規定する市の休日を除く毎日

（ 2 ） 閲覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

2 前項の閲覧日及び閲覧時間は、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（閲覧手続）

第 4 条 台帳の閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧場所に備え付けである地価公示台帳閲覧者名簿（別記様式）に所定の事項を記入し、係員の指示を受けて閲覧しなければならない。

（閲覧の遵守事項等）

第 5 条 閲覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（ 1 ） 指定された場所以外で閲覧しないこと。

（ 2 ） 閲覧場所において、喫煙及び火気の使用をしないこと。

（ 3 ） 台帳を抜き取り、汚損し、若しくはき損し、又は書き加えたり等しないこと。

（ 4 ） 前 3 号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

2 区長は、閲覧者が前項の規定に違反したときは、台帳の閲覧を禁止し、又は中止することができる。

（雑則）

第 6 条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

【様式は掲載省略】

葵区選挙管理委員会告示

静岡市葵区選挙管理委員会告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第 1 項の規定により、次の者が静岡市葵区選挙管理委員会委員長に就任した。

平成17年 4 月28日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊 良平

住 所 静岡市葵区遠藤新田352番地の13

氏 名 渡邊 良平

静岡市葵区選挙管理委員会告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第 3 項の規定による静岡市葵区選挙管理委員会委員長職務代理者に次の者を指定した。

平成17年 4 月28日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊 良平

住 所 静岡市葵区鷹匠一丁目14番12 - 403号

氏 名 篠澤 俊二

静岡市葵区選挙管理委員会告示第 3 号

静岡市葵区選挙管理委員会規程を次のように定める。

平成17年 4 月28日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊 良平

静岡市葵区選挙管理委員会規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 組織（第 2 条 第 8 条）

第 3 章 会議（第 9 条 第16条）

第 4 章 職務権限及び執行（第17条 第19条）

第 5 章 事務局等（第 20 条 第 31 条）

第 6 章 公告式、文書の処理及び公印（第 32 条 第 34 条）

第 7 章 雑則（第 35 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この告示は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 20 第 5 項において準用する第 194 条の規定に基づき、静岡市葵区選挙管理委員会（以下「区選挙管理委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 組織

（委員長の選挙）

第 2 条 区選挙管理委員会の委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、単記無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

2 区選挙管理委員会の委員（以下「委員」という。）に異議がないときは、前項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができる。

3 前 2 項の規定による選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

（委員長の任期）

第 3 条 委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長が欠けたときの選挙）

第 4 条 区選挙管理委員会は、委員長が委員を辞任したとき、又は委員長の職を辞したときその他委員長が欠けたときは、その日の翌日から起算して 10 日以内に委員長の選挙を行わなければならない。

（委員長職務代理者の指定）

第 5 条 委員長は、法第 252 条の 20 第 5 項において準用する法第 187 条第 3 項の規定による委員長の職務を代理する委員（以下「委員長職務代理者」という。）をあらかじめ指定しておかななければならない。

（退職の手続）

第 6 条 委員長が委員を辞任し、又は委員長の職を辞そうとするときは、退職願を委員長職務代理者に提出しなければならない。

2 委員又は補充員が退職しようとするときは、退職願を委員長に提出しなければならない。

(欠格事項等に関する届出)

第 7 条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなったとき、又は政党その他の政治団体に属し、若しくはその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。

(委員長等の氏名の告示)

第 8 条 区選挙管理委員会は、委員長及び委員長職務代理者が定まったとき、又は委員に異動があったときは、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

第 3 章 会議

(定例会及び臨時会)

第 9 条 区選挙管理委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催する。

3 臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員から請求があったときに開催する。

(臨時会開催の請求)

第 10 条 委員が前条第 3 項に規定する臨時会の開催の請求をするときは、会議の日時、案件及びその理由を付した文書により、委員長に請求しなければならない。

(区選挙管理委員会の招集)

第 11 条 区選挙管理委員会の招集は、招集の日時、場所及び議題を付した文書を委員に通知して行わなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 委員の改選後の最初の区選挙管理委員会の招集は、年長の委員が行う。

(欠席の届出)

第 12 条 委員長又は委員が区選挙管理委員会に出席することができないときは、委員長にあっては委員長職務代理者に、委員にあっては委員長に、あらかじめその旨を届け出なければならない。

(会議の公開)

第 13 条 区選挙管理委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第 14 条 区選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議録の調製)

第15条 委員長は、書記長をして会議録を調製させ、出席委員の氏名及び会議の次第その他必要な事項を記載させなければならない。

2 前項の会議録には、委員長及び委員長が出席委員のうちからあらかじめ指名した委員が署名しなければならない。

(議事の手続)

第16条 本章に規定するもののほか、区選挙管理委員会の議事の手続に関しては、静岡市議会会議の例による。

第 4 章 職務権限及び執行

(委員長の担当事務)

第17条 委員長の担任する事務は、法令に定めるもののほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 区選挙管理委員会の運営に関すること。
- (2) 区選挙管理委員会に議案を提出すること。
- (3) 区選挙管理委員会の議決を執行すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区選挙管理委員会の事務に関すること。

(委員長の専決処分)

第18条 委員長は、区選挙管理委員会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定した事項について専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、次の区選挙管理委員会の会議においてこれを報告しなければならない。

(静岡市選挙管理委員会への報告)

第19条 区選挙管理委員会又は委員長は、次の各号に掲げる事項については、速やかに静岡市選挙管理委員会（以下「市選挙管理委員会」という。）に報告しなければならない。

- (1) 区選挙管理委員会の規程等の制定又は改廃
- (2) 委員及び補充員並びに事務局職員の異動
- (3) 区選挙管理委員会の議事のうち、区選挙管理委員会が報告の必要があると認める事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市選挙管理委員会が必要があると認める事項

第 5 章 事務局等

(書記長等)

第20条 法第252条の20第 5 項において準用する法第191条第 1 項(次項において「法第191

条第 1 項」という。)の規定により委員会に置かれる書記長(以下「書記長」という。)及び書記(以下「書記」という。)は、書記長にあつては葵区役所地域総務課長をもって、書記にあつては葵区役所地域総務課及び葵区役所まちづくり振興課の職員をもって充てる。

- 2 法第191条第 1 項の規定により委員会に置かれるその他の職員として嘱託を充てることができる。

(事務局の設置等)

第21条 区選挙管理委員会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に選挙担当及び管理担当を置く。

(所掌事務)

第22条 事務局の所掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(職名)

第23条 事務局の職員の職名は、次のとおりとする。

組織上の職名	職種上の職名	身分上の職名
事務局長		書記長
事務局次長		書記
参事		書記
副参事		書記
統括主幹		書記
主幹		書記
統括副主幹		書記
副主幹		書記
主査		書記
	主事	書記
	技師	書記
	主事補	書記
	技師補	書記
	技手	書記
	警備員	書記

	事務員	書記
	嘱託	その他の職員

(事務局長等)

第24条 事務局に事務局長及び事務局次長を、選挙担当及び管理担当にそれぞれ統括主幹又は統括副主幹を置く。

- 2 事務局長には葵区役所地域総務課長である書記長を、事務局次長には葵区役所まちづくり振興課長の職にある書記をもってこれに充てる。
- 3 選挙担当統括主幹又は選挙担当統括副主幹には葵区役所地域総務課総務担当統括主幹又は葵区役所地域総務課総務担当統括副主幹の職にある書記を、管理担当統括主幹又は管理担当統括副主幹には葵区役所まちづくり振興課地域振興担当統括主幹又は葵区役所まちづくり振興課地域振興担当統括副主幹の職にある書記をもってこれに充てる。
- 4 事務局長は、委員長の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 5 事務局次長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督するとともに事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 統括主幹又は統括副主幹は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(事務局参事等)

第25条 区選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、事務局に参事、副参事を、選挙担当及び管理担当に主幹、副主幹及び主査を置くことができる。

- 2 参事、副参事、主幹、副主幹及び主査には、葵区役所地域総務課及び葵区役所まちづくり振興課の相当する職員にある書記をもってこれに充てる。
- 3 参事、副参事、主幹及び副主幹は、それぞれ上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属員があるときは、これを指揮監督する。
- 4 主査は、上司の命を受けて分担事務を掌理する。

(主任及び副主任)

第26条 第23条の表に定める同一の職種上の職名を有する書記のうちから、主任及び副主任を置くことができる。

- 2 主任及び副主任は、上司の命を受けて事務を整理する。

(専決)

第27条 事務局長は、静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号。以下「事務専決

規則」という。)別表第 1 の専決事項中課長等共通の専決事項に準じ専決することができる。

- 2 統括主幹又は統括副主幹は、事務専決規則別表第 1 の専決事項中室長等共通の専決事項に準じ専決することができる。

(権限を類推する専決)

第28条 前条の規定により専決することができる者は、この告示に定めのない事案であっても、当該事案の内容により専決することが適当であるものは、専決事項に準じ適宜類推して専決することができる。

(代決)

第29条 事務局長が出張、休暇その他の事故により不在のときは、事務局次長が代決することができる。

- 2 前項の規定により代決した事項については、代決後、速やかに事務局長に報告しなければならない。ただし、軽易のものについては、この限りでない。

(事務分担)

第30条 書記の事務分担は、委員長の承認を得て事務局長が定める。

(処務及び服務)

第31条 この章に規定するもののほか、事務局の処務及び職員の服務に関しては、静岡市の処務に関する諸規程又は静岡市職員の服務に関する諸規程を準用する。

第 6 章 公告式、文書の処理及び公印

第32条 区選挙管理委員会及び委員長の告示その他公告に関する事項は、静岡市の公告式の例による。

第33条 区選挙管理委員会の文書の取扱いに関しては、静岡市の文書に関する諸規程を準用する。

第34条 公印の保管及び取扱いの責任者は、事務局長とする。

- 2 公印の名称、ひな型、書体、形状、寸法、個数及び使用区分は、別表第 2 に定めるところによる。
- 3 公印のひな型は、別表第 3 に定めるところによる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、公印の取扱いに関しては、静岡市公印規則(平成15年静岡市規則第15号)を準用する。

第 7 章 雑則

(雑則)

第35条 この告示に定めるもののほか、区選挙管理委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月28日から施行する。

別表第1（第22条関係）

担 当 名	所 掌 事 務
選 挙 担 当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区選挙管理委員会の運営に関する事。 (2) 規程等の制定及び改廃に関する事。 (3) 公告式に関する事。 (4) 事務局の経理に関する事。 (5) 公印に関する事。 (6) 所管に係る情報公開及び個人情報の保護に関する事。 (7) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の調製及び保管に関する事。 (8) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の閲覧に関する事。 (9) 投票区の設定及び改廃に関する事。 (10) 不在者投票に関する事。 (11) 在外投票に関する事。 (12) 選挙執行の総括に関する事。 (13) 投票管理者、開票管理者及び選挙事務従事者の選定に関する事。 (14) 投票管理者、開票管理者、投票立会人及び選挙事務従事者の報酬、手当、費用弁償等に関する事。 (15) 投開票所選挙器材の必要数把握及び市選挙管理委員会への報告に関する事。 (16) 選挙公報に関する事。 (17) 選挙公営の実務に関する事。 (18) 選挙の常時啓発に関する事。 (19) 静岡市の区の明るい選挙推進協議会に関する事。 (20) 諸証明に関する事。

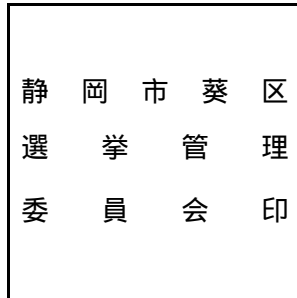
	<p>(21) 諸統計・諸資料に関すること。</p> <p>(22) 検察審査員候補者の選定に関すること。</p> <p>(23) 農業委員会委員選挙に関すること。</p> <p>(24) 土地改良区総代選挙に関すること。</p> <p>(25) 財産区議会議員選挙に関すること。</p> <p>(26) 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。</p> <p>(27) 直接請求に関すること。</p> <p>(28) 事務局の庶務に関すること。</p>
管 理 担 当	<p>(1) 期日前投票に関すること。</p> <p>(2) 公営施設における個人演説会に関すること。</p> <p>(3) 投票立会人の選定に関すること。</p> <p>(4) ポスター掲示場の設置及び管理に関すること。</p> <p>(5) 選挙時啓発に関すること。</p>

別表第 2 (第34条関係)

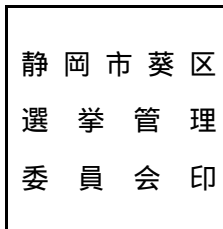
名称	ひな型 番 号	書 体	形 状	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分
静岡市葵区選挙管理委員会印	1	てん書	正方形	39	1	一般文書用
静岡市葵区選挙管理委員会印	2	てん書	正方形	21	1	一般文書用
静岡市葵区選挙管理委員会 委員長印	3	てん書	正方形	21	1	一般文書用
静岡市葵区選挙管理委員会 委員長職務代理者印	4	てん書	正方形	21	1	一般文書用
静岡市葵区選挙管理委員会 事務局長印	5	てん書	正方形	21	1	一般文書用

別表第 3 (第 34 条関係)

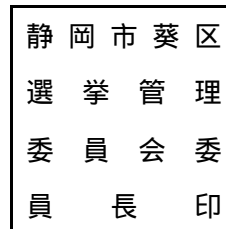
1



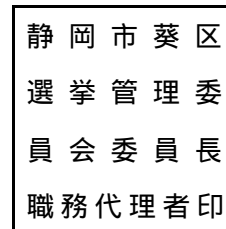
2



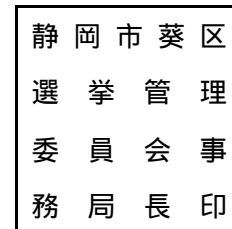
3



4



5



静岡市葵区選挙管理委員会告示第 4 号

静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報公開条例施行規程を次のように定める。

平成17年 5 月10日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報公開条例施行規程

静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第 4 号）の施行に関しては、静岡市情報公開条例施行規則（平成15年静岡市規則第 3 号）の例による。

附 則

この告示は、平成17年 5 月10日から施行する。

静岡市葵区選挙管理委員会告示第 5 号

静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

平成17年 5月10日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程

静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例（平成15年静岡市条例第 5 号）の施行に関しては、静岡市個人情報保護条例施行規則（平成15年静岡市規則第 4 号）の例による。

附 則

この告示は、平成17年 5月10日から施行する。

静岡市葵区選挙管理委員会告示第 6 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)による静岡市葵区の選挙投票区の区画指定について次のように定める。

平成17年 5月10日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

公職選挙法による静岡市葵区の選挙投票区の区画指定について

区画明細書

投票区名	投票区の区画
第 1 投票区	追手町の一部（除10番71号、10番80号、10番93号、10番95号、10番100号、10番102号）、駿府町一部（除自 2 番85号至 2 番112号）、駿府公園、御幸町、黒金町、呉服町一丁目、呉服町二丁目、両替町一丁目、両替町二丁目、七間町、紺屋町、昭和町、常磐町一丁目、常磐町二丁目、駿河町、人宿町一丁目、人宿町二丁目、上石町、梅屋町、本通一丁目、本通二丁目、本通三丁目、中町、富士見町、金座町及び車町

第 2 投票区	屋形町、大工町、一番町、二番町、研屋町、錦町、茶町一丁目、茶町二丁目、上桶屋町、土太夫町、柚木町、葵町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、安西三丁目及び安西四丁目
第 3 投票区	常磐町三丁目、西門町、駒形通一丁目、駒形通二丁目、駒形通三丁目、双葉町、川辺町一丁目、川辺町二丁目、天王町、吉野町、桜木町、本通四丁目、本通五丁目、本通六丁目、本通七丁目、本通八丁目、新通一丁目、大鋸町及び通車町
第 4 投票区	駒形通四丁目、駒形通五丁目、駒形通六丁目、清閑町、弥勒一丁目、弥勒二丁目、南安倍一丁目、南安倍二丁目、新通二丁目及び川越町
第 5 投票区	本通九丁目、本通十丁目、本通西町、幸町、田町五丁目、田町六丁目、田町七丁目及び南田町
第 6 投票区	田町二丁目、田町三丁目、田町四丁目、上新富町、新富町四丁目、新富町五丁目及び新富町六丁目
第 7 投票区	田町一丁目、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、新富町一丁目、新富町二丁目、新富町三丁目、安西五丁目及び柳町
第 8 投票区	井宮町及び水道町
第 9 投票区	八千代町、宮ヶ崎町、安倍町、片羽町、安西一丁目、安西二丁目、北番町、材木町、未広町、神明町及び若松町
第 10 投票区	長谷町、浅間町一丁目、浅間町二丁目、安東柳町、丸山町、大岩宮下町、大岩本町及び安東一丁目
第 11 投票区	追手町の一部（10番71号、10番80号、10番93号、10番95号、10番100号、10番102号）、城内町、駿府町の一部（自2番85号至2番112号）、西草深町、東草深町、水落町及び馬場町
第 12 投票区	鷹匠一丁目、鷹匠二丁目、鷹匠三丁目の一部（除自3番9号至3番13号）、春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、相生町、横田町、東町、日出町、伝馬町及び栄町
第 13 投票区	柚木、宮前町、長沼、長沼一丁目、長沼二丁目及び長沼三丁目
第 14 投票区	千代田五丁目、千代田六丁目、東千代田一丁目、沓谷の一部（除自1174番地至1176番地）、沓谷三丁目、沓谷四丁目、沓谷五丁目の一部（除自10番地至14番地）及び沓谷六丁目の一部（除自18番地至29番

	地)
第15投票区	千代田七丁目、東千代田二丁目及び東千代田三丁目
第16投票区	北安東五丁目、城北、城北二丁目、上足洗三丁目、竜南一丁目、竜南二丁目及び竜南三丁目
第17投票区	上足洗四丁目、千代田、千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目及び沓谷二丁目
第18投票区	鷹匠三丁目の一部(自3番9号至3番13号)、東鷹匠町、横内町、太田町、瓦場町、春日町、音羽町、上沓谷町及び沓谷一丁目
第19投票区	城東町、緑町、西千代田町、巴町、上足洗、上足洗一丁目、上足洗二丁目及び銭座町
第20投票区	大岩一丁目、大岩町、安東二丁目及び安東三丁目
第21投票区	大岩二丁目、大岩三丁目、北安東一丁目及び北安東二丁目
第22投票区	大岩、大岩四丁目、北安東三丁目、北安東四丁目、池ヶ谷、池ヶ谷東、唐瀬一丁目、唐瀬二丁目、唐瀬三丁目、岳美、岳美一丁目及び観山
第23投票区	南、有永、羽高の一部(除18番地、31番地の1)、東、芝原、柳原、赤松、漆山及び平柳
第24投票区	羽高の一部(18番地、31番地の1)及び北
第25投票区	川合、川合二丁目の一部(除自1番至10番、自13番至19番)、川合三丁目、川合新田、上土新田、上土二丁目の一部(除自1番至15番)南沼上一部(除自1467番地至1521番地)、瀬名の一部(自1720番地至1920番地)、立石、加藤島、豊地、流通センター、牛田、天神前、野丈、諏訪及び薬師
第26投票区	沓谷の一部(自1174番地至1176番地)、沓谷五丁目の一部(自10番地至14番地)、沓谷六丁目の一部(自18番地至29番地)、川合一丁目、川合二丁目的一部分(自1番至10番、自13番至19番)、上土一丁目及び上土二丁目的一部分(自1番至15番)
第27投票区	古庄一丁目、古庄二丁目、古庄三丁目、古庄四丁目、古庄五丁目及び古庄六丁目
第28投票区	瀬名川一丁目、瀬名中央一丁目及び南瀬名町

第29投票区	瀬名川二丁目及び瀬名川三丁目
第30投票区	瀬名一丁目の一部(除自1番至19番、自22番至38番)、瀬名中央二丁目、瀬名中央三丁目、瀬名中央四丁目及び東瀬名町
第31投票区	瀬名一丁目の一部(自1番至19番、自22番至38番)、瀬名二丁目、瀬名三丁目の一部(除自6番至15番、自19番至44番)及び瀬名四丁目
第32投票区	南沼上の一部(自1467番地至1521番地)、北沼上の一部(自1番地至200番地)、瀬名の一部(除自1720番地至1920番地)、瀬名三丁目の一部(自6番至15番、自19番至44番)、瀬名五丁目、瀬名六丁目及び瀬名七丁目
第33投票区	北沼上の一部(除自1番地至200番地)、長尾及び平山
第34投票区	郷島、野田平、俵沢、油島及び俵峰
第35投票区	門屋及び牛妻
第36投票区	上伝馬一部(除自1番至6番)、与一五丁目、与一六丁目、松富上組、松富一丁目的一部分(除1番)、松富二丁目、松富三丁目、松富四丁目、福田ケ谷及び下
第37投票区	昭府町、昭府一丁目、昭府二丁目、新伝馬三丁目的一部分(自13番至16番、自22番1号至22番40号)、上伝馬の一部(自1番至6番)、与一一丁目、与一二丁目、与一三丁目、与一四丁目及び松富一丁目的一部分(1番)
第38投票区	辰起町、平和一丁目、平和二丁目、平和三丁目、籠上、美川町及び桜町一丁目的一部分(自1番至3番)
第39投票区	新伝馬一丁目、新伝馬二丁目、新伝馬三丁目的一部分(除自13番至16番、自22番1号至22番40号)、伊呂波町、堤町、秋山町、桜町一丁目的一部分(除自1番至3番)及び桜町二丁目
第40投票区	安倍口団地
第41投票区	与左衛門新田、西ケ谷、安倍口新田、藤兵衛新田、幸庵新田、内牧、中ノ郷及び遠藤新田
第42投票区	足久保口組
第43投票区	油山、松野及び津渡野
第44投票区	足久保奥組

第45投票区	水見色
第46投票区	富厚里、奈良間、富沢及び大原
第47投票区	新聞及び谷津
第48投票区	羽鳥の一部(自1番地至461番地、自879番地至961番地、自1078番地至1473番地、自1496番地至2383番地)
第49投票区	建穂、建穂一丁目、建穂二丁目及び羽鳥の一部(除自1番地至461番地、自625番地の15至625番地の34、625番地の45、自625番地の59至625番地の73、自625番地の77至625番地の92、自625番地の98至629番地、631番地、自633番地至710番地の4、自710番地の6至710番地の8、710番地の10、710番地の19、710番地の21、710番地の22、自879番地至961番地、自1078番地至1473番地、自1496番地至2383番地)
第50投票区	山崎一丁目、山崎二丁目、千代、千代一丁目、千代二丁目、慈悲尾及び羽鳥の一部(自625番地の15至625番地の34、625番地の45、自625番地の59至625番地の73、自625番地の77至625番地の92、自625番地の98至629番地、631番地、自633番地至710番地の4、自710番地の6至710番地の8、710番地の10、710番地の19、710番地の21、710番地の22)
第51投票区	牧ヶ谷及び産女
第52投票区	吉津及び飯間
第53投票区	小瀬戸及び西又
第54投票区	小布杉
第55投票区	赤沢、昼居渡、相俣及び黒俣の一部(自1番地至2299番地)
第56投票区	寺島、鍵穴、坂本及び小島
第57投票区	黒俣の一部(除自1番地至2299番地)及び杉尾
第58投票区	栃沢、日向、湯ノ島、諸子沢、檜尾、大間、崩野及び八草
第59投票区	坂ノ上
第60投票区	中沢、桂山、落合の一部(除自1201番地至1320番地、自1371番地至1589番地)、森腰及び長熊
第61投票区	奥池ヶ谷、柿島、長妻田、油野、上落合、口仙俣、奥仙俣及び口坂本

第62投票区	落合の一部(自1201番地至1320番地、自1371番地至1589番地)、内匠、腰越、横沢及び大沢
第63投票区	相淵、蕨野、横山及び平野
第64投票区	中平及び渡
第65投票区	有東木
第66投票区	入島及び梅ヶ島の一部(自1番地至4270番地)
第67投票区	梅ヶ島の一部(除自1番地至4270番地)
第68投票区	井川
第69投票区	岩崎、上坂本、田代及び小河内

附 則

この告示は、平成17年5月10日から施行する。

静岡市葵区選挙管理委員会告示第7号

静岡市葵区検察審査員候補者選定規程を次のように定める。

平成17年5月10日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

静岡市葵区検察審査員候補者選定規程

(趣旨)

第1条 検察審査会法(昭和23年法律第147号。以下「法」という。)第10条第1項及び第2項の規定に基づき静岡市葵区選挙管理委員会(以下「区選挙管理委員会」という。)が行う検察審査員候補者(以下「候補者」という。)の選定に関しては、この告示の定めるところによるものとする。

(選定事務の処理)

第2条 候補者の選定に関する事務は、区選挙管理委員会の委員長が処理する。

(予定者の員数)

第3条 候補者の予定者(以下「予定者」という。)は、法第9条の規定により検察審査会事務局長から次条第2項に規定する第1群から第4群までの各群についてそれぞれ割り当てられた候補者の員数(以下「群別候補者数」という。)に2を乗じて得た員数(以下「群別予定者数」という。)を合計した員数を選定するものとする。

(くじの単位等)

第 4 条 予定者の選定に係るくじの単位は、衆議院議員の選挙に用いられる選挙人名簿(以下「名簿」という。)に登録された者(以下「登録者」という。)の総数を前条の規定により選定すべき予定者の員数で除して得た員数ごとの、名簿の簿冊番号順の登録順序による登録者の区分とし、当該区分ごとにその登録者に 1 から始まる一連番号を付するものとする。この場合において、当該除して得た員数に余りを生じたときは、最終のくじの単位から、当該余りから 1 を減じた数だけ逆上ったくじの単位までこれらのくじの単位に含まれる登録者の数は、当該除して得た員数に 1 を加えた数とする。

2 前項のくじの単位は、名簿の簿冊番号順の登録順序により、第 1 群からのそれぞれの群別予定者数ごとに区切り、これを第 1 群から第 4 群までとする。

(予定者の選定)

第 5 条 予定者の選定のくじは、1 から前条第 1 項の規定による最大の一連番号までの番号が付されたくじを用いる抽選器により、第 1 群から群ごとに、かつ、同一の登録者数のくじの単位ごとに行うものとし、抽出されたくじの番号と同一の一連番号が付された登録者を当該各くじの単位における予定者とする。

2 前項の規定により選定された予定者のうち、法第 5 条及び第 6 条の規定に該当する者並びに死亡者を除き、各群に属する予定者が群別候補者数より少ない群がある場合は、当該群について群別候補者数に達するまでくじを行い、予定者を選定するものとする。

3 前 2 項の規定により選定された予定者に、各群ごとに 1 から始まる一連番号を付するものとする。

(候補者の選定)

第 6 条 候補者の選定のくじは、1 から前条第 3 項の規定により最大の一連番号までの番号が付されたくじを用いる抽選器により行うものとし、抽出されたくじの番号と同一の一連番号が付された予定者を各群の候補者とする。この場合において、抽出されたくじの番号と同一の一連番号を付された予定者が存しない群がある場合は、当該群について更にくじを行い、候補者を選定するものとする。

2 前項に規定するくじは、各群における候補者が群別候補者数に達するまで繰り返し行うものとする。

(選定録)

第 7 条 選挙管理委員会の委員長は、選定の次第を記載した選定録を作成しなければならない。

- 2 前項の選定録は、選挙管理委員会において 1 年間保存するものとする。

附 則

この告示は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。

静岡市葵区選挙管理委員会告示第 8 号

平成 17 年 4 月 28 日、静岡市選挙管理委員会より永久選挙人名簿等を、次のとおり引継いだ。

平成 17 年 5 月 10 日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

永久選挙人名簿

- 1 引継ぎをした日 平成 17 年 4 月 28 日
- 2 引継ぎをした選挙人名簿登録者数

登録者数（人）			備考
男	女	計	
101,842	112,349	214,191	平成 17 年 3 月 31 日現在 調製選挙人名簿

在外選挙人名簿

- 1 引継ぎをした日 平成 17 年 4 月 28 日
- 2 引継ぎをした在外選挙人名簿登録者数

登録者数（人）			備考
男	女	計	
49	52	101	平成 17 年 3 月 31 日現在 調製在外選挙人名簿

静岡市葵区選挙管理委員会告示第 9 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条の規定により、葵区役所において、平成 17 年 6 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成 17 年 6 月 3 日から平成 17 年 6 月 7 日まで 5 日間、毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで縦覧する。

平成17年 5 月10日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

静岡市葵区選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、葵区役所において、平成17年 6 月 3 日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を平成17年 6 月 3 日から平成17年 6 月 7 日まで 5 日間、毎日午前 8 時30分から午後 5 時まで縦覧する。

平成17年 5 月10日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

駿河区選挙管理委員会告示

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第 1 項の規定により、次の者が静岡市駿河区選挙管理委員会委員長に就任した。

平成17年 4 月28日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紬

住 所 静岡市駿河区馬淵二丁目14番34号

氏 名 朝比奈 紬

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第 3 項の規定による静岡市駿河区選挙管理委員会委員長職務代理者に次の者を指定した。

平成17年 4 月28日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紬

住 所 静岡市駿河区大谷3800番地の177

氏 名 齊藤 佑 一

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 3 号

静岡市駿河区選挙管理委員会規程を次のように定める。

平成17年 4 月28日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

静岡市駿河区選挙管理委員会規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 組織（第 2 条 第 8 条）

第 3 章 会議（第 9 条 第 16 条）

第 4 章 職務権限及び執行（第 17 条 第 19 条）

第 5 章 事務局等（第 20 条 第 31 条）

第 6 章 公告式、文書の処理及び公印（第 32 条 第 34 条）

第 7 章 雑則（第 35 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の20第 5 項において準用する第 194 条の規定に基づき、静岡市駿河区選挙管理委員会（以下「区選挙管理委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 組織

（委員長の選挙）

第 2 条 区選挙管理委員会の委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、単記無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

2 区選挙管理委員会の委員（以下「委員」という。）に異議がないときは、前項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができる。

3 前 2 項の規定による選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

(委員長の任期)

第 3 条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長が欠けたときの選挙)

第 4 条 区選挙管理委員会は、委員長が委員を辞任したとき、又は委員長の職を辞したときその他委員長が欠けたときは、その日の翌日から起算して 10 日以内に委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長職務代理者の指定)

第 5 条 委員長は、法第 252 条の 20 第 5 項において準用する法第 187 条第 3 項の規定による委員長の職務を代理する委員 (以下「委員長職務代理者」という。) をあらかじめ指定しておかななければならない。

(退職の手続)

第 6 条 委員長が委員を辞任し、又は委員長の職を辞そうとするときは、退職願を委員長職務代理者に提出しなければならない。

2 委員又は補充員が退職しようとするときは、退職願を委員長に提出しなければならない。

(欠格事項等に関する届出)

第 7 条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなったとき、又は政党その他の政治団体に属し、若しくはその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。

(委員長等の氏名の告示)

第 8 条 区選挙管理委員会は、委員長及び委員長職務代理者が定まったとき、又は委員に異動があったときは、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

第 3 章 会議

(定例会及び臨時会)

第 9 条 区選挙管理委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催する。

3 臨時会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員から請求があったときに開催する。

(臨時会開催の請求)

第 10 条 委員が前条第 3 項に規定する臨時会の開催の請求をするときは、会議の日時、案件及びその理由を付した文書により、委員長に請求しなければならない。

(区選挙管理委員会の招集)

第11条 区選挙管理委員会の招集は、招集の日時、場所及び議題を付した文書を委員に通知して行わなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 委員の改選後の最初の区選挙管理委員会の招集は、年長の委員が行う。

(欠席の届出)

第12条 委員長又は委員が区選挙管理委員会に出席することができないときは、委員長にあっては委員長職務代理者に、委員にあっては委員長に、あらかじめその旨を届け出なければならない。

(会議の公開)

第13条 区選挙管理委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第14条 区選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議録の調製)

第15条 委員長は、書記長をして会議録を調製させ、出席委員の氏名及び会議の次第その他必要な事項を記載させなければならない。

2 前項の会議録には、委員長及び委員長が出席委員のうちからあらかじめ指名した委員が署名しなければならない。

(議事の手続)

第16条 本章に規定するもののほか、区選挙管理委員会の議事の手続に関しては、静岡市議会会議の例による。

第 4 章 職務権限及び執行

(委員長の担当事務)

第17条 委員長の担任する事務は、法令に定めるもののほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 区選挙管理委員会の運営に関すること。
- (2) 区選挙管理委員会に議案を提出すること。
- (3) 区選挙管理委員会の議決を執行すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区選挙管理委員会の事務に関すること。

(委員長の専決処分)

第18条 委員長は、区選挙管理委員会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定した事項について専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、次の区選挙管理委員会の会議においてこれを報告しなければならない。

(静岡市選挙管理委員会への報告)

第19条 区選挙管理委員会又は委員長は、次の各号に掲げる事項については、速やかに静岡市選挙管理委員会(以下「市選挙管理委員会」という。)に報告しなければならない。

- (1) 区選挙管理委員会の規程等の制定又は改廃
- (2) 委員及び補充員並びに事務局職員の異動
- (3) 区選挙管理委員会の議事のうち、区選挙管理委員会が報告の必要があると認める事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市選挙管理委員会が必要があると認める事項

第5章 事務局等

(書記長等)

第20条 法第252条の20第5項において準用する法第191条第1項(次項において「法第191条第1項」という。)の規定により委員会に置かれる書記長(以下「書記長」という。)及び書記(以下「書記」という。)は、書記長にあつては駿河区役所地域総務課長をもって、書記にあつては駿河区役所地域総務課及び駿河区役所まちづくり振興課の職員をもって充てる。

2 法第191条第1項の規定により委員会に置かれるその他の職員として嘱託を充てることができる。

(事務局の設置等)

第21条 区選挙管理委員会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に選挙担当及び管理担当を置く。

(所掌事務)

第22条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職名)

第23条 事務局の職員の職名は、次のとおりとする。

組織上の職名	職種上の職名	身分上の職名
事務局長		書記長
事務局次長		書記
参事		書記

副参事		書記
統括主幹		書記
主幹		書記
統括副主幹		書記
副主幹		書記
主査		書記
	主事	書記
	主事補	書記
	技師	書記
	技師補	書記
	技手	書記
	警備員	書記
	事務員	書記
	嘱託	その他の職員

(事務局長等)

第24条 事務局に事務局長及び事務局次長を、選挙担当及び管理担当にそれぞれ統括主幹又は統括副主幹を置く。

2 事務局長には駿河区役所地域総務課長である書記長を、事務局次長には駿河区役所まちづくり振興課長の職にある書記をもってこれに充てる。

3 選挙担当統括主幹又は選挙担当統括副主幹には駿河区役所地域総務課総務担当統括主幹又は駿河区役所地域総務課総務担当統括副主幹の職にある書記を、管理担当統括主幹又は管理担当統括副主幹には駿河区役所まちづくり振興課地域振興担当統括主幹又は駿河区役所まちづくり振興課地域振興担当統括副主幹の職にある書記をもってこれに充てる。

4 事務局長は、委員長の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

5 事務局次長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督するとともに事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 統括主幹又は統括副主幹は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(事務局参事等)

第25条 区選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、事務局に参事、副参事を、選挙担当及び管理担当に主幹、副主幹及び主査を置くことができる。

2 参事、副参事、主幹、副主幹及び主査には、駿河区役所地域総務課及び駿河区役所まちづくり振興課の相当する職員にある書記をもってこれに充てる。

3 参事、副参事、主幹及び副主幹は、それぞれ上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属員があるときは、これを指揮監督する。

4 主査は、上司の命を受けて分担事務を掌理する。

(主任及び副主任)

第26条 第23条の表に定める同一の職種上の職名を有する書記のうちから、主任及び副主任を置くことができる。

2 主任及び副主任は、上司の名を受けて事務を整理する。

(専決)

第27条 事務局長は、静岡市事務専決規則(平成17年静岡市規則第14号。以下「事務専決規則」という。)別表第1の専決事項中課長等共通の専決事項に準じ専決することができる。

2 統括主幹又は統括副主幹は、事務専決規則別表第1の専決事項中室長等共通の専決事項に準じ専決することができる。

(権限を類推する専決)

第28条 前条の規定により専決することができる者は、この告示に定めのない事案であっても、当該事案の内容により専決することが適当であるものは、専決事項に準じ適宜類推して専決することができる。

(代決)

第29条 事務局長が出張、休暇その他の事故により不在のときは、事務局次長が代決することができる。

2 前項の規定により代決した事項については、代決後、速やかに事務局長に報告しなければならない。ただし、軽易のものについては、この限りでない。

(事務分担)

第30条 書記の事務分担は、委員長の承認を得て事務局長が定める。

(処務及び服務)

第31条 この章に規定するもののほか、事務局の処務及び職員の服務に関しては、静岡市の処務に関する諸規程又は静岡市職員の服務に関する諸規程を準用する。

第 6 章 公告式、文書の処理及び公印

第32条 区選挙管理委員会及び委員長の告示その他公告に関する事項は、静岡市の公告式の例による。

第33条 区選挙管理委員会の文書の取扱いに関しては、静岡市の文書に関する諸規程を準用する。

第34条 公印の保管及び取扱いの責任者は、事務局長とする。

2 公印の名称、ひな型、書体、形状、寸法、個数及び使用区分は、別表第 2 に定めるところによる。

3 公印のひな型は、別表第 3 に定めるところによる。

4 前 3 項に定めるもののほか、公印の取扱いに関しては、静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）を準用する。

第 7 章 雑則

（雑則）

第35条 この告示に定めるもののほか、区選挙管理委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年 4 月 28 日から施行する。

別表第 1（第22条関係）

担 当 名	所 掌 事 務
選 挙 担 当	(1) 区選挙管理委員会の運営に関する事 (2) 規程等の制定及び改廃に関する事 (3) 公告式に関する事 (4) 事務局の経理に関する事 (5) 公印に関する事 (6) 所管に係る情報公開及び個人情報の保護に関する事 (7) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の調製及び保管に関する事 (8) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の閲覧に関する事 (9) 投票区の設定及び改廃に関する事 (10) 不在者投票に関する事

	<p>(11) 在外投票に関する事。</p> <p>(12) 選挙執行の総括に関する事。</p> <p>(13) 投票管理者、開票管理者及び選挙事務従事者の選定に関する事。</p> <p>(14) 投票管理者、開票管理者、投票立会人及び選挙事務従事者の報酬、手当、費用弁償等に関する事。</p> <p>(15) 投開票所選挙器材の必要数把握及び市選挙管理委員会への報告に関する事。</p> <p>(16) 選挙公報に関する事。</p> <p>(17) 選挙公営の実務に関する事。</p> <p>(18) 選挙の常時啓発に関する事。</p> <p>(19) 静岡市の区の明るい選挙推進協議会に関する事。</p> <p>(20) 諸証明に関する事。</p> <p>(21) 諸統計・諸資料に関する事。</p> <p>(22) 検察審査員候補者の選定に関する事。</p> <p>(23) 農業委員会委員選挙に関する事。</p> <p>(24) 土地改良区総代選挙に関する事。</p> <p>(25) 海区漁業調整委員会委員選挙に関する事。</p> <p>(26) 最高裁判所裁判官国民審査に関する事。</p> <p>(27) 直接請求に関する事。</p> <p>(28) 事務局の庶務に関する事。</p>
<p>管 理 担 当</p>	<p>(1) 期日前投票に関する事。</p> <p>(2) 公営施設における個人演説会に関する事。</p> <p>(3) 投票立会人の選定に関する事。</p> <p>(4) ポスター掲示場の設置及び管理に関する事。</p> <p>(5) 選挙時啓発に関する事。</p>

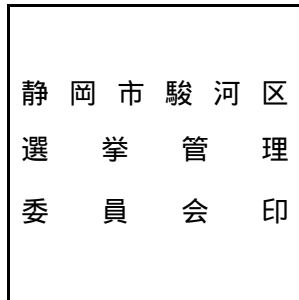
別表第 2 (第34条関係)

名称	ひな型 番号	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分
静岡市駿河区選挙管理委員会 印	1	てん書	正方形	39	1	一般文書用

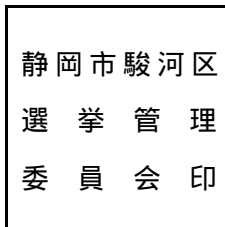
静岡市駿河区選挙管理委員会 印	2	てん書	正方形	21	1	一般文書用
静岡市駿河区選挙管理委員会 委員長印	3	てん書	正方形	21	1	一般文書用
静岡市駿河区選挙管理委員会 委員長職務代理者印	4	てん書	正方形	21	1	一般文書用
静岡市駿河区選挙管理委員会 事務局長印	5	てん書	正方形	21	1	一般文書用

別表第 3 (第34条関係)

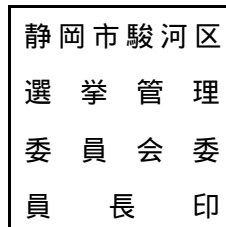
1



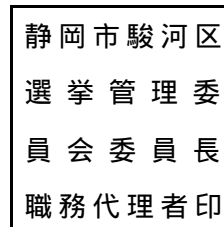
2



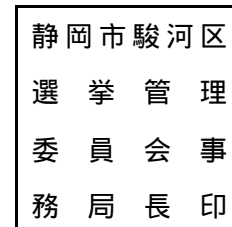
3



4



5



静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 4 号

静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報公開条例施行規程を次のように定める。

平成17年 5 月10日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紬

静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報公開条例施行規程

静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）の施行に関しては、静岡市情報公開条例施行規則（平成15年静岡市規則第3号）の例による。

附 則

この告示は、平成17年5月10日から施行する。

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第5号

静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

平成17年5月10日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 糺

静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程

静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報公開条例（平成15年静岡市条例第5号）の施行に関しては、静岡市個人情報保護条例施行規則（平成15年静岡市規則第4号）の例による。

附 則

この告示は、平成17年5月10日から施行する。

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）による静岡市駿河区の選挙投票区の区画指定について、次のように定める。

平成17年5月10日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 糺

公職選挙法による静岡市駿河区の選挙投票区の区画指定について

区画明細書

投票区名	投票区の区画
第1投票区	中田三丁目の一部（除6番、自9番至11番）、中田四丁目の一部（除9番）、石田一丁目、石田二丁目、石田三丁目及び南八幡町

第2投票区	泉町、馬淵四丁目の一部(自1番至6番)、稲川一丁目の一部(除自1番至4番、6番、自7番1号至7番13号、7番31号)、中田一丁目、中田二丁目、中田三丁目の一部(6番、自9番至11番)、中田四丁目の一部(9番)、中田本町及び大坪町
第3投票区	南町、稲川一丁目の一部(自1番至4番、6番、自7番1号至7番13号、7番31号)、森下町、八幡一丁目、八幡二丁目、大和一丁目、大和二丁目及びさつき町
第4投票区	稲川二丁目、稲川三丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡山及び有東一丁目の一部(自1番1号至1番17号、自4番4号至4番18号、自15番1号至15番4号)
第5投票区	有明町、有東一丁目の一部(除自1番1号至1番17号、自4番4号至4番18号、自15番1号至15番4号)、有東二丁目、有東三丁目、豊田三丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目及び富士見台三丁目
第6投票区	豊原町、小黒一丁目、小黒二丁目、小黒三丁目、曲金一丁目の一部(1番3号、1番4号、自2番12号至2番20号、自3番1号至3番3号、3番18号、3番20号、自3番22号至3番29号)、曲金二丁目の一部(自1番28号至1番40号、自1番43号至1番47号、自2番2号至2番9号、2番30号、自2番33号至2番36号)及び曲金三丁目の一部(1番1号、3番40号、3番41号、3番44号、3番45号)
第7投票区	曲金一丁目の一部(除1番3号、1番4号、自2番12号至2番20号、自3番1号至3番3号、3番18号、3番20号、自3番22号至3番29号)、曲金二丁目の一部(除自1番28号至1番40号、自1番43号至1番47号、自2番2号至2番9号、2番30号、自2番33号至2番36号)、曲金三丁目の一部(除1番1号、3番40号、3番41号、3番44号、3番45号)、曲金四丁目、曲金五丁目、曲金六丁目及び曲金七丁目
第8投票区	豊田一丁目、豊田二丁目、小鹿二丁目、小鹿三丁目及び恩田原
第9投票区	小鹿の一部(自577番地至655番地)及び小鹿一丁目
第10投票区	小鹿の一部(除自577番地至655番地)
第11投票区	池田及び聖一色
第12投票区	栗原、国吉田、国吉田一丁目、国吉田二丁目、国吉田三丁目、国吉

	田四丁目、国吉田五丁目及び国吉田六丁目
第13投票区	弥生町、中吉田、谷田、平沢及び古宿の一部（717番地の1）
第14投票区	西平松、中平松、青沢、古宿の一部（除717番地の1）、安居及び根古屋
第15投票区	片山、宮川、水上、西大谷及び大谷
第16投票区	下島の一部（除自1番地至314番地）及び高松
第17投票区	下島の一部（自1番地至314番地）、敷地一丁目、敷地二丁目、宮竹一丁目、宮竹二丁目、高松一丁目及び高松二丁目
第18投票区	登呂一丁目、登呂二丁目、登呂三丁目、登呂四丁目、登呂五丁目及び登呂六丁目
第19投票区	中村町及び西脇の一部（除116番地、117番地、自138番地至141番地、143番地、自210番地至213番地、自340番地至999番地（除987番地）、自1023番地至1026番地、自1055番地至1059番地）
第20投票区	新川二丁目、見瀬、中原、津島町及び西中原一丁目
第21投票区	馬淵二丁目、馬淵三丁目及び馬淵四丁目の一部（除自1番至6番）
第22投票区	宮本町、新川一丁目、寿町及び馬淵一丁目
第23投票区	南安倍三丁目、西中原二丁目、緑が丘町、中野新田及び中島の一部（除自231番地至242番地、自248番地至250番地、302番地の2の5、302番地の2の6、302番地の6、自307番地至315番地、自318番地至321番地、自324番地至327番地、330番地の3、330番地の10、自331番地至334番地、自336番地至340番地、自353番地至357番地、自364番地至367番地、自375番地至2557番地、自2559番地至3119番地、自3121番地至3303番地）
第24投票区	中島の一部（自231番地至242番地、自248番地至250番地、302番地の2の5、302番地の2の6、302番地の6、自307番地至315番地、自318番地至321番地、自324番地至327番地、330番地の3、330番地の10、自331番地至334番地、自336番地至340番地、自353番地至357番地、自364番地至367番地、自375番地至1356番地（除1238番地の3、1238番地の4、1299番地の6、1299番地の7、1299番地の28）、1853番地、自2714番地至3064番地、自3121番地至3213番地）、西脇の一部

	(116番地、117番地、自138番地至141番地、143番地、自210番地至213番地、自340番地至999番地(除987番地)、自1023番地至1026番地、自1055番地至1059番地)及び西島の一部(自1番地至932番地、自935番地至938番地、自941番地至944番地、948番地、950番地、951番地)
第25投票区	中島の一部(1238番地の3、1238番地の4、1299番地の6、1299番地の7、1299番地の28、自1357番地至1852番地、自1854番地至2557番地、自2559番地至2713番地、自3065番地至3119番地、自3214番地至3303番地)及び西島の一部(除自1番地至932番地、自935番地至938番地、自941番地至944番地、948番地、950番地、951番地)
第26投票区	広野、広野二丁目、広野三丁目、広野四丁目、広野五丁目、広野六丁目、広野海岸通、用宗の一部(82番地)及び青木
第27投票区	下川原の一部(除自2041番地至2050番地、自2564番地至2599番地、自2602番地至2608番地、自2610番地至2626番地)、下川原一丁目、下川原二丁目の一部(除自5番至13番、自36番至40番)、下川原四丁目及び下川原五丁目の一部(除7番、11番、12番、自28番至32番)
第28投票区	下川原二丁目の一部(自5番至13番、自36番至40番)、下川原三丁目、下川原五丁目の一部(7番、11番、12番、自28番至32番)、下川原六丁目及び桃園町
第29投票区	丸子新田の一部(除自1番地至27番地、自126番地至149番地、自155番地至179番地の1、179番地の4、180番地の2、191番地の1、自191番地の4至191番地の7、192番地の2、自193番地の2至193番地の4、319番地の2、328番地、329番地、自684番地の5至684番地の12、自684番地の21至684番地の26)、東新田、東新田一丁目、東新田二丁目、東新田三丁目、東新田四丁目、東新田五丁目、上川原、下川原の一部(自2041番地至2050番地、自2564番地至2599番地、自2602番地至2608番地、自2610番地至2626番地)及び光陽町
第30投票区	みずほ一丁目、みずほ二丁目、みずほ三丁目、みずほ四丁目、みずほ五丁目及び広野一丁目
第31投票区	鎌田、寺田、丸子一丁目及び丸子二丁目の一部(除自16番至18番)
第32投票区	丸子新田の一部(自1番地至27番地、自126番地至149番地、自155番

	地至179番地の1、179番地の4、180番地の2、191番地の1、自191番地の4至191番地の7、192番地の2、自193番地の2至193番地の4、319番地の2、328番地、329番地、自684番地の5至684番地の12、自684番地の21至684番地の26) 向敷地、手越及び手越原
第33投票区	丸子の一部(自1番地至2903番地、自3530番地至5030番地) 丸子二丁目の一部(自16番至18番) 丸子三丁目、丸子四丁目、丸子五丁目、丸子六丁目、丸子七丁目、北丸子一丁目、北丸子二丁目及び丸子芹が谷町
第34投票区	丸子の一部(除自1番地至2903番地、自3530番地至5030番地)及び宇津ノ谷
第35投票区	大和田、小坂、小坂一丁目、小坂二丁目及び小坂三丁目
第36投票区	用宗の一部(除82番地)、用宗一丁目、用宗二丁目、用宗三丁目、用宗四丁目、用宗五丁目、用宗巴町、用宗城山町、用宗小石町、石部及び港

附 則

この告示は、平成17年5月10日から施行する。

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第7号

静岡市駿河区検察審査員候補者選定規程を次のように定める。

平成17年5月10日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

静岡市駿河区検察審査員候補者選定規程

(趣旨)

第1条 検察審査会法(昭和23年法律第147号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき静岡市駿河区選挙管理委員会(以下「区選挙管理委員会」という。)が行う検察審査員候補者(以下「候補者」という。)の選定に関しては、法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとする。

(選定事務の処理)

第2条 候補者の選定に関する事務は、区選挙管理委員会の委員長が処理する。

(予定者の員数)

第 3 条 候補者の予定者 (以下「予定者」という。) については、法第 9 条の規定により検査審査会事務局長から次条第 2 項に規定する第 1 群から第 4 群までの各群についてそれぞれ割り当てられた候補者の員数 (以下「群別候補者数」という。) に 2 を乗じて得た員数 (以下「群別予定者数」という。) を合計した員数を選定するものとする。

(くじの単位等)

第 4 条 予定者の選定に係るくじの単位は、衆議院議員の選挙に用いられる選挙人名簿 (以下「名簿」という。) に登録された者 (以下「登録者」という。) の総数を前条の規定により選定すべき予定者の員数で除して得た員数ごとの名簿の簿冊番号順の登録順序による登録者の区分とし、当該区分ごとにその登録者に 1 から始まる一連番号を付するものとする。この場合において、当該除して得た員数に余りを生じたときは、最終のくじの単位から、当該余りから 1 を減じた数だけ逆上ったくじの単位までこれらのくじの単位に含まれる登録者の数は当該除して得た員数に 1 を加えた数とする。

2 前項のくじの単位は、名簿の簿冊番号順の登録順序により、第 1 群からのそれぞれの群別予定者数ごとに区切り、これを第 1 群から第 4 群までとする。

(予定者の選定)

第 5 条 予定者の選定のくじは、1 から前条第 1 項の規定による最大の一連番号までの番号が付されたくじを用いる抽選器により、第 1 群から群ごとに、かつ、同一の登録者数のくじの単位ごとに行うものとし、抽出されたくじの番号と同一の一連番号が付された登録者を当該各くじの単位における予定者とする。

2 前項の規定により選定された予定者のうち、法第 5 条又は第 6 条の規定に該当する者及び死亡者を除き、各群に属する予定者が群別候補者数より少ない群がある場合は、当該群について群別候補者数に達するまでくじを行い、予定者を選定するものとする。

3 前 2 項の規定により選定された予定者に、各群ごとに 1 から始まる一連番号を付するものとする。

(候補者の選定)

第 6 条 候補者の選定のくじは、1 から前条第 3 項の規定により最大の一連番号までの番号が付されたくじを用いる抽選器により行うものとし、抽出されたくじの番号と同一の一連番号が付された予定者を各群の候補者とする。この場合において、抽出されたくじの番号と同一の一連番号を付された予定者が存しない群がある場合は、当該群について更にくじを行い、候補者を選定するものとする。

- 2 前項に規定するくじは、各群における候補者が群別候補者数に達するまで繰り返し行うものとする。

(選定録)

第 7 条 区選挙管理委員会の委員長は、選定の次第を記載した選定録を作成しなければならない。

- 2 前項の選定録は、区選挙管理委員会において 1 年間保存するものとする。

附 則

この告示は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 8 号

平成 17 年 4 月 28 日、静岡市選挙管理委員会より永久選挙人名簿等を、次のとおり引継いだ。

平成 17 年 5 月 10 日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紬

永久選挙人名簿

- 1 引継ぎをした日 平成 17 年 4 月 28 日
2 引継ぎをした選挙人名簿登録者数

登録者数(人)			備考
男	女	計	
82,616	85,560	168,176	平成 17 年 3 月 31 日現在 調製選挙人名簿

在外選挙人名簿

- 1 引継ぎをした日 平成 17 年 4 月 28 日
2 引継ぎをした在外選挙人名簿登録者数

登録者数(人)			備考
男	女	計	
55	49	104	平成 17 年 3 月 31 日現在 調製在外選挙人名簿

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第 9 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、駿河区役所において、平成17年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成17年6月3日から平成17年6月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年5月10日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紬

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7の規定により、駿河区役所において、平成17年6月3日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を平成17年6月3日から平成17年6月7日まで5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで縦覧する。

平成17年5月10日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紬

清水区選挙管理委員会告示

静岡市清水区選挙管理委員会告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、次の者が静岡市清水区選挙管理委員会委員長に就任した。

平成17年4月28日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

住 所 静岡市清水区興津本町76番地の1

氏 名 深澤 八起

静岡市清水区選挙管理委員会告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第 3 項の規定による静岡市清水区選挙管理委員会委員長職務代理者に次の者を指定した。

平成17年 4 月28日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

住 所 静岡市清水区迎山町11番10号

氏 名 小林 賢一

静岡市清水区選挙管理委員会告示第 3 号

静岡市清水区選挙管理委員会規程を次のように定める。

平成17年 4 月28日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

静岡市清水区選挙管理委員会規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 組織（第 2 条 第 8 条）

第 3 章 会議（第 9 条 第16条）

第 4 章 職務権限及び執行（第17条 第19条）

第 5 章 事務局等（第20条 第31条）

第 6 章 公告式、文書の処理及び公印（第32条 第34条）

第 7 章 雑則（第35条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の20第 5 項において準用する第194条の規定に基づき、静岡市清水区選挙管理委員会（以下「区選挙管理委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 組織

(委員長の選挙)

第 2 条 区選挙管理委員会の委員長 (以下「委員長」という。) の選挙は、単記無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

2 区選挙管理委員会の委員 (以下「委員」という。) に異議がないときは、前項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができる。

3 前 2 項の規定による選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

(委員長の任期)

第 3 条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長が欠けたときの選挙)

第 4 条 区選挙管理委員会は、委員長が委員を辞任したとき、又は委員長の職を辞したときその他委員長が欠けたときは、その日の翌日から起算して 10 日以内に委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長職務代理者の指定)

第 5 条 委員長は、法第 252 条の 20 第 5 項において準用する法第 187 条第 3 項の規定による委員長の職務を代理する委員 (以下「委員長職務代理者」という。) をあらかじめ指定しておかななければならない。

(退職の手続)

第 6 条 委員長が委員を辞任し、又は委員長の職を辞そうとするときは、退職願を委員長職務代理者に提出しなければならない。

2 委員又は補充員が退職しようとするときは、退職願を委員長に提出しなければならない。

(欠格事項等に関する届出)

第 7 条 委員又は補充員は、選挙権を有しなくなったとき、又は政党その他の政治団体に属し、若しくはその属する政党その他の政治団体を変更したときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。

(委員長等の氏名の告示)

第 8 条 区選挙管理委員会は、委員長及び委員長職務代理者が定まったとき、又は委員に異動があったときは、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(定例会及び臨時会)

第 9 条 区選挙管理委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催する。

3 臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員から請求があったときに開催する。

(臨時会開催の請求)

第 10 条 委員が前条第 3 項に規定する臨時会の開催の請求をするときは、会議の日時、案件及びその理由を付した文書により、委員長に請求しなければならない。

(区選挙管理委員会の招集)

第 11 条 区選挙管理委員会の招集は、招集の日時、場所及び議題を付した文書を委員に通知して行わなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 委員の改選後の最初の区選挙管理委員会の招集は、年長の委員が行う。

(欠席の届出)

第 12 条 委員長又は委員が区選挙管理委員会に出席することができないときは、委員長にあっては委員長職務代理者に、委員にあっては委員長に、あらかじめその旨を届け出なければならない。

(会議の公開)

第 13 条 区選挙管理委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第 14 条 区選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議録の調製)

第 15 条 委員長は、書記長をして会議録を調製させ、出席委員の氏名及び会議の次第その他必要な事項を記載させなければならない。

2 前項の会議録には、委員長及び委員が出席委員のうちからあらかじめ指名した委員が署名しなければならない。

(議事の手続)

第 16 条 本章に規定するもののほか、区選挙管理委員会の議事の手続に関しては、静岡市議会会議の例による。

第 4 章 職務権限及び執行

(委員長の担当事務)

第17条 委員長の担任する事務は、法令に定めるもののほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 区選挙管理委員会の運営に関する事。
- (2) 区選挙管理委員会に議案を提出すること。
- (3) 区選挙管理委員会の議決を執行すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区選挙管理委員会の事務に関する事。

(委員長の専決処分)

第18条 委員長は、区選挙管理委員会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定した事項について専決処分することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、次の区選挙管理委員会の会議においてこれを報告しなければならない。

(静岡市選挙管理委員会への報告)

第19条 区選挙管理委員会又は委員長は、次の各号に掲げる事項については、速やかに静岡市選挙管理委員会(以下「市選挙管理委員会」という。)に報告しなければならない。

- (1) 区選挙管理委員会の規程等の制定又は改廃
- (2) 委員及び補充員並びに事務局職員の異動
- (3) 区選挙管理委員会の議事のうち、区選挙管理委員会が報告の必要があると認める事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市選挙管理委員会が必要があると認める事項

第5章 事務局等

(書記長等)

第20条 法第252条の20第5項において準用する法第191条第1項(次項において「法第191条第1項」という。)の規定により委員会に置かれる書記長(以下「書記長」という。)及び書記(以下「書記」という。)は、書記長にあつては清水区役所地域総務課長をもって、書記にあつては清水区役所地域総務課及び清水区役所まちづくり振興課の職員をもって充てる。

- 2 法第191条第1項の規定により委員会に置かれるその他の職員として囑託を充てることができる。

(事務局の設置等)

第21条 区選挙管理委員会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に選挙担当及び管理担当を置く。

(所掌事務)

第22条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職名)

第23条 事務局の職員の職名は、次のとおりとする。

組織上の職名	職種上の職名	身分上の職名
事務局長		書記長
事務局次長		書記
参事		書記
副参事		書記
統括主幹		書記
主幹		書記
統括副主幹		書記
副主幹		書記
主査		書記
	主事	書記
	技師	書記
	主事補	書記
	技師補	書記
	技手	書記
	警備員	書記
	事務員	書記
	嘱託	その他の職員

(事務局長等)

第24条 事務局に事務局長及び事務局次長を、選挙担当及び管理担当にそれぞれ統括主幹又は統括副主幹を置く。

- 事務局長には清水区役所地域総務課長である書記長を、事務局次長には清水区役所まちづくり振興課長の職にある書記をもってこれに充てる。
- 選挙担当統括主幹又は選挙担当統括副主幹には清水区役所地域総務課総務担当統括主幹又は清水区役所地域総務課総務担当統括副主幹の職にある書記を、管理担当統括主幹

又は管理担当統括副主幹には清水区役所まちづくり振興課地域振興担当統括主幹又は清水区役所まちづくり振興課地域振興担当統括副主幹の職にある書記をもってこれに充てる。

- 4 事務局長は、委員長の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 5 事務局次長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督するとともに事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 統括主幹又は統括副主幹は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(事務局参事等)

第25条 区選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、事務局に参事、副参事を、選挙担当及び管理担当に主幹、副主幹及び主査を置くことができる。

- 2 参事、副参事、主幹、副主幹及び主査には、清水区役所地域総務課及び清水区役所まちづくり振興課の相当する職員にある書記をもってこれに充てる。
- 3 参事、副参事、主幹及び副主幹は、それぞれ上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属員があるときは、これを指揮監督する。
- 4 主査は、上司の命を受けて分担事務を掌理する。

(主任及び副主任)

第26条 第23条の表に定める同一の職種上の職名を有する書記のうちから、主任及び副主任を置くことができる。

- 2 主任及び副主任は、上司の命を受けて事務を整理する。

(専決)

第27条 事務局長は、静岡市事務専決規則(平成17年静岡市規則第14号。以下「事務専決規則」という。)別表第1の専決事項中課長等共通の専決事項に準じ専決することができる。

- 2 統括主幹又は統括副主幹は、事務専決規則別表第1の専決事項中室長等共通の専決事項に準じ専決することができる。

(権限を類推する専決)

第28条 前項の規定により専決することができる者は、この告示に定めのない事案であっても、当該事案の内容により専決することが適当であるものは、専決事項に準じ適宜類推して専決することができる。

(代決)

第29条 事務局長が出張、休暇その他の事故により不在のときは、事務局次長が代決することができる。

2 前項の規定により代決した事項については、代決後、速やかに事務局長に報告しなければならない。ただし、軽易のものについては、この限りでない。

(事務分担)

第30条 書記の事務分担は、委員長の承認を得て事務局長が定める。

(処務及び服務)

第31条 この章に規定するもののほか、事務局の処務及び職員の服務に関しては、静岡市の処務に関する諸規程又は静岡市職員の服務に関する諸規程を準用する。

第 6 章 公告式、文書の処理及び公印

第32条 区選挙管理委員会及び委員長の告示その他公告に関する事項は、静岡市の公告式の例による。

第33条 区選挙管理委員会の文書の取扱いに関しては、静岡市の文書に関する諸規程を準用する。

第34条 公印の保管及び取扱いの責任者は、事務局長とする。

2 公印の名称、ひな型、書体、形状、寸法、個数及び使用区分は、別表第 2 に定めるところによる。

3 公印のひな型は、別表第 3 に定めるところによる。

4 前 3 項に定めるもののほか、公印の取扱いに関しては、静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）を準用する。

第 7 章 雑則

(雑則)

第35条 この告示に定めるもののほか、区選挙管理委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月28日から施行する。

別表第 1 (第22条関係)

担 当 名	所 掌 事 務
選 挙 担 当	(1) 区選挙管理委員会の運営に関すること。 (2) 規程等の制定及び改廃に関すること。

- (3) 公告式に関する事。
- (4) 事務局の經理に関する事。
- (5) 公印に関する事。
- (6) 所管に係る情報公開及び個人情報の保護に関する事。
- (7) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の調製及び保管に関する事。
- (8) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の閲覧に関する事。
- (9) 投票区の設定及び改廃に関する事。
- (10) 不在者投票に関する事。
- (11) 在外投票に関する事。
- (12) 選挙執行の総括に関する事。
- (13) 投票管理者、開票管理者及び選挙事務従事者の選定に関する事。
- (14) 投票管理者、開票管理者、投票立会人及び選挙事務従事者の報酬、手当、費用弁償等に関する事。
- (15) 投開票所選挙器材の必要数把握及び市選挙管理委員会への報告に関する事。
- (16) 選挙公報に関する事。
- (17) 選挙公営の実務に関する事。
- (18) 選挙の常時啓発に関する事。
- (19) 静岡市の区の明るい選挙推進協議会に関する事。
- (20) 諸証明に関する事。
- (21) 諸統計・諸資料に関する事。
- (22) 検察審査員候補者の選定に関する事。
- (23) 農業委員会委員選挙に関する事。
- (24) 土地改良区総代選挙に関する事。
- (25) 財産区議会議員選挙に関する事。
- (26) 最高裁判所裁判官国民審査に関する事。
- (27) 直接請求に関する事。
- (28) 事務局の庶務に関する事。

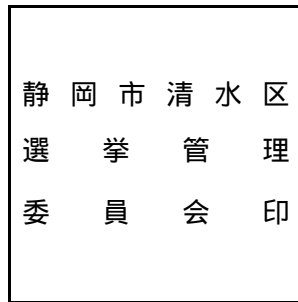
管 理 担 当	(1) 期日前投票に関すること。 (2) 公営施設における個人演説会に関すること。 (3) 投票立会人の選定に関すること。 (4) ポスター掲示場の設置及び管理に関すること。 (5) 選挙時啓発に関すること。
---------	--

別表第 2 (第34条関係)

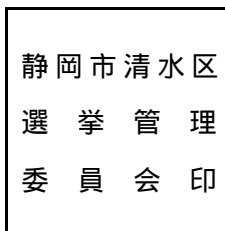
名称	ひな型 番 号	書 体	形 状	寸 法 (ミリメートル)	個 数	使用区分
静岡市清水区選挙管理委員会印	1	てん書	正方形	39	1	一般文書用
静岡市清水区選挙管理委員会印	2	てん書	正方形	21	1	一般文書用
静岡市清水区選挙管理委員会 委員長印	3	てん書	正方形	21	1	一般文書用
静岡市清水区選挙管理委員会 委員長職務代理者印	4	てん書	正方形	21	1	一般文書用
静岡市清水区選挙管理委員会 事務局長印	5	てん書	正方形	21	1	一般文書用

別表第 3 (第34条関係)

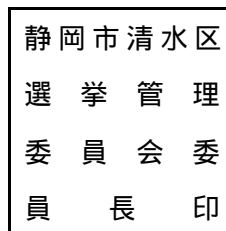
1



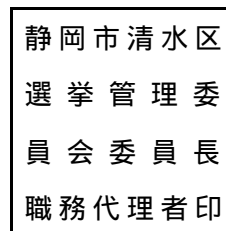
2



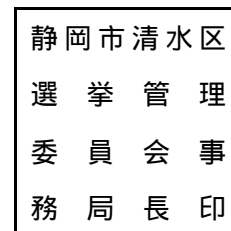
3



4



5



静岡市清水区選挙管理委員会告示第 4 号

静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報公開条例施行規程を次のように定める。

平成17年 5 月10日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報公開条例施行規程

静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第 4 号）の施行に関しては、静岡市情報公開条例施行規則（平成15年静岡市規則第 3 号）の例による。

附 則

この告示は、平成17年 5 月10日から施行する。

静岡市清水区選挙管理委員会告示第 5 号

静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

平成17年 5 月10日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程

静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例（平成15年静岡市条例第 5 号）の施行に関しては、静岡市個人情報保護条例施行規則（平成15年静岡市規則第 4 号）の例による。

附 則

この告示は、平成17年 5 月10日から施行する。

静岡市清水区選挙管理委員会告示第 6 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）による静岡市清水区の選挙投票区の区画指定について、次のように定める。

平成17年5月10日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

公職選挙法による静岡市清水区の選挙投票区の区画指定について

区画明細書

投票区名	投票区の区画
第 1 投票区	愛染町、田町、宮下町、辻一丁目、辻二丁目、辻三丁目、辻四丁目及び矢倉町
第 2 投票区	江尻台町、二の丸町、江尻町及び永楽町
第 3 投票区	真砂町、小芝町、江尻東一丁目、江尻東二丁目、江尻東三丁目、銀座及び宝町
第 4 投票区	辻五丁目、本郷町、宮代町、天神一丁目、天神二丁目、大手一丁目、大手二丁目及び大手三丁目
第 5 投票区	入江一丁目、入江二丁目、入江三丁目、入江南町、新富町、東大曲町及び元城町
第 6 投票区	恵比寿町、桜橋町、淡島町、追分一丁目、追分二丁目、追分三丁目、鶴舞町及び追分四丁目
第 7 投票区	西大曲町、高橋町、北脇の一部（除自 4 番地至201番地、203番地）、北脇新田の一部（除自615番地至677番地）、渋川、渋川一丁目、渋川二丁目及び渋川三丁目
第 8 投票区	相生町、旭町、島崎町、巴町、新港町、万世町一丁目、万世町二丁目、富士見町、入船町及び松原町
第 9 投票区	入江岡町、上清水町、千歳町、浜田町及び上一丁目
第10投票区	中矢部町、月見町、川原町、庄福町及び上力町
第11投票区	青葉町、桜が丘町、春日一丁目、春日二丁目、堂林一丁目、堂林二丁目、上二丁目、梅が岡、岡町、下清水町、南岡町及び神田町
第12投票区	北矢部、船越、船越町、南矢部、村松の一部（自2360番地至2390番地、自2395番地至2415番地）及び船越南町
第13投票区	西高町、大坪一丁目、大坪二丁目、木の下町、大沢町、船越東町、船原一丁目の一部（除自348番地の14至348番地の15、自2211番地の5至2211番地の9、2211番地の14、自2212番地の1至2215番地）及

	び船原二丁目
第14投票区	船原一丁目の一部（自348番地の14至348番地の15、自2211番地の5至2211番地の9、2211番地の14、自2212番地の1至2215番地）、今泉、有東坂、有東坂一丁目、有東坂二丁目及び平川地
第15投票区	清水町、本町、松井町、港町一丁目、港町二丁目、美濃輪町、八千代町、日の出町、築地町、梅田町及び幸町
第16投票区	北矢部町一丁目、北矢部町二丁目、三光町及び向田町
第17投票区	清開一丁目、清開三丁目、清開二丁目、清水村松地先新田、新緑町、村松の一部（自1番地至327番地）、村松原一丁目、村松原二丁目、村松原三丁目及び村松一丁目
第18投票区	宮加三、駒越の一部（253番地）及び増の一部（自374番地至396番地）
第19投票区	沼田町、日立町、緑が丘町、村松の一部（除自1番地至327番地、自2360番地至2390番地、自2395番地至2415番地）及び草薙の一部（428番地、673番地、871番地）
第20投票区	駒越北町、駒越東町、駒越南町及び駒越中一丁目
第21投票区	増の一部（除自374番地至396番地）及び蛇塚
第22投票区	駒越の一部（除253番地）、駒越中二丁目、駒越西一丁目、駒越西二丁目、港南町、殿沢一丁目、殿沢二丁目及び迎山町
第23投票区	折戸一部（除自421番地至424番地、433番地、自482番地至484番地）、折戸一丁目、折戸二丁目、折戸三丁目、折戸四丁目及び折戸五丁目
第24投票区	三保の一部（無番地、18番地、800番地、858番地、916番地、932番地、自939番地至943番地、自1770番地至1805番地、自1813番地至1818番地、1871番地の9、自1872番地至3464番地、自3466番地至3470番地、3472番地の3、3472番地の4、自3491番地至3816番地）
第25投票区	折戸の一部（自482番地至484番地）及び三保の一部（除無番地、18番地、133番地、自138番地至258番地、自315番地至349番地、自361番地至795番地、800番地、自806番地至857番地、858番地、916番地、932番地、自939番地至943番地、自1770番地至1805番地、自1813番地至1818番地、1871番地の9、自1872番地至3464番地、自3466番地

	至3470番地、3472番地の3、3472番地の4、自3491番地至3816番地)
第26投票区	折戸の一部(自421番地至424番地、433番地)及び三保の一部(133番地、自138番地至258番地、自315番地至349番地、自361番地至795番地、自806番地至857番地)
第27投票区	秋吉町、八坂西町、八坂町の一部(除2202番地)、八坂東一丁目、八坂東二丁目及び八坂南町
第28投票区	高橋南町、高橋一丁目、高橋二丁目、高橋三丁目の一部(自1番至6番)、高橋四丁目、高橋五丁目及び高橋六丁目
第29投票区	石川、天王町、天王南、弥生町、天王東、天王西、石川本町、石川新町及び押切の一部(自55番地至68番地、84番地、85番地、自1670番地至1849番地、自1883番地至1902番地、自1906番地至2044番地、2096番地)
第30投票区	八坂北一丁目、八坂北二丁目、高橋三丁目の一部(自7番至10番)、飯田町、下野東、下野西の一部(除自13番至16番)、下野北の一部(除自9番至11番)、下野中の一部(除23番)、下野緑町、下野町及び蜂ヶ谷南町の一部(自1番30号至1番46号)
第31投票区	下野、蜂ヶ谷の一部(除772番地、773番地)、山原、八坂町の一部(2202番地)、下野西の一部(自13番至16番)、下野北の一部(自9番至11番)、下野中の一部(23番)及び蜂ヶ谷南町の一部(除自1番30号至1番46号)
第32投票区	蜂ヶ谷の一部(772番地、773番地)、梅ヶ谷及び柏尾
第33投票区	押切の一部(除自55番地至68番地、84番地、85番地、自1670番地至1849番地、自1883番地至1902番地、自1906番地至2044番地、2096番地)、大内新田及び能島の一部(除自986番地至993番地)
第34投票区	大内、鳥坂及び能島の一部(自986番地至993番地)
第35投票区	吉川、北脇の一部(自4番地至201番地、203番地)、北脇新田の一部(自615番地至677番地)、半左衛門新田及び堀込
第36投票区	上原、馬走、馬走坂の上、御門台、上原一丁目、上原二丁目、七ツ新屋一丁目、馬走北、草薙二丁目的一部分(自1番至9番)、草薙杉道一丁目、有度本町及び草薙一里山の一部(除自14番至18番、自20

	番至26番)
第37投票区	長崎、長崎新田及び七ツ新屋の一部(自414番地至578番地)
第38投票区	草薙の一部(自1875番地至1881番地、自1968番地至1974番地)、楠新田の一部(自5番地至217番地)、七ツ新屋の一部(除自414番地至578番地)、七ツ新屋二丁目、草薙北及び長崎南町
第39投票区	草薙の一部(自1991番地至2210番地)、楠、楠新田の一部(除自5番地至217番地)及び中之郷
第40投票区	谷田、草薙一丁目の一部(自1番至11番)、中之郷一丁目、中之郷二丁目及び中之郷三丁目
第41投票区	草薙の一部(自9番地至187番地、1035番地、1036番地、自1140番地至1148番地、自1161番地至1332番地)、草薙一丁目の一部(除自1番至11番)、草薙二丁目の一部(除自1番至9番)、草薙三丁目、草薙杉道二丁目、草薙杉道三丁目及び草薙一里山の一部(自14番至18番、自20番至26番)
第42投票区	草薙の一部(除自9番地至187番地、428番地、673番地、871番地、1035番地、1036番地、自1140番地至1148番地、自1161番地至1332番地、自1875番地至1881番地、自1968番地至1974番地、自1991番地至2210番地)
第43投票区	西久保及び西久保一丁目
第44投票区	袖師町
第45投票区	横砂、横砂東町、横砂南町、横砂西町、横砂本町及び横砂中町
第46投票区	庵原町、草ヶ谷の一部(自208番地至222番地)及び原
第47投票区	伊佐布
第48投票区	吉原
第49投票区	杉山及び山切
第50投票区	尾羽及び草ヶ谷の一部(除自208番地至222番地)
第51投票区	広瀬及び茂畑
第52投票区	興津清見寺町
第53投票区	興津本町
第54投票区	興津東町の一部(自1179番地至1215番地)、興津中町

第55投票区	興津東町の一部（除自1179番地至1215番地）
第56投票区	興津井上町
第57投票区	承元寺町
第58投票区	谷津町一丁目の一部（除773番地、自1008番地至1020番地）、谷津町二丁目及び八木間町の一部（自1132番地至1158番地）
第59投票区	谷津町一丁目の一部（773番地、自1008番地至1020番地）及び八木間町の一部（除自1132番地至1158番地）
第60投票区	小島町、小島本町及び立花
第61投票区	小河内の一部（3270番地、自3310番地至4070番地）及び但沼町
第62投票区	小河内の一部（除自33番地至135番地、自359番地至1042番地、3270番地、自3310番地至4070番地）
第63投票区	小河内の一部（自33番地至135番地、自359番地至1042番地）
第64投票区	穴原
第65投票区	中河内の一部（自60番地至1512番地）
第66投票区	中河内の一部（除自60番地至1512番地、3756番地、自3985番地至5455番地）
第67投票区	中河内の一部（3756番地、自3985番地至5455番地）
第68投票区	清地、茂野島、高山及び和田島
第69投票区	葛沢、土及び布沢
第70投票区	西里
第71投票区	河内
第72投票区	大平

附 則

この告示は、平成17年5月10日から施行する。

静岡市清水区選挙管理委員会告示第7号

静岡市清水区検察審査員候補者選定規程を次のように定める。

平成17年5月10日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

静岡市清水区検察審査員候補者選定規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、検察審査会法（昭和 23 年法律第 147 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき静岡市清水区選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が行う検察審査員候補者（以下「候補者」という。）の選定に関しては、法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとする。

(選定事務の処理)

第 2 条 候補者の選定に関する事務は、区選挙管理委員会の委員長が処理する。

(予定者の員数)

第 3 条 候補者の予定者（以下「予定者」という。）については、法第 9 条の規定により検察審査会事務局長から次条第 2 項に規定する第 1 群から第 4 群までの各群についてそれぞれ割り当てられた候補者の員数（以下「群別候補者数」という。）に 2 を乗じて得た員数（以下「群別予定者数」という。）を合計した員数を選定するものとする。

(くじの単位等)

第 4 条 予定者の選定に係るくじの単位は、衆議院議員の選挙に用いられる選挙人名簿（以下「名簿」という。）に登録された者（以下「登録者」という。）の総数を前条の規定により選定すべき予定者の員数で除して得た員数ごとの名簿の簿冊番号順の登録順序による登録者の区分とし、当該区分ごとにその登録者に 1 から始まる一連番号を付するものとする。この場合において、当該除して得た員数に余りを生じたときは、最終のくじの単位から、当該余りから 1 を減じた数だけ逆上ったくじの単位までこれらのくじの単位に含まれる登録者の数は、当該除して得た員数に 1 を加えた数とする。

2 前項のくじの単位は、名簿の簿冊番号順の登録順序により、第 1 群からのそれぞれの群別予定者数ごとに区切り、これを第 1 群から第 4 群までとする。

(予定者の選定)

第 5 条 予定者の選定のくじは、1 から前条第 1 項の規定による最大の一連番号までの番号が付されたくじを用いる抽選器により、第 1 群から群ごとに、かつ、同一の登録者数のくじの単位ごとに行うものとし、抽出されたくじの番号と同一の一連番号が付された登録者を当該各くじの単位における予定者とする。

2 前項の規定により選定された予定者のうち、法第 5 条又は第 6 条の規定に該当する者及び死亡者を除き、各群に属する予定者が群別候補者数より少ない群がある場合は、当該群について群別候補者数に達するまでくじを行い、予定者を選定するものとする。

3 前 2 項の規定により選定された予定者に、各群ごとに 2 から始まる一連番号を付するものとする。

(候補者の選定)

第 6 条 候補者の選定のくじは、1 から前条第 3 項の規定により最大の一連番号までの番号が付されたくじを用いる抽選器により行うものとし、抽出されたくじの番号と同一の一連番号が付された予定者を各群の候補者とする。この場合において、抽出されたくじの番号と同一の一連番号を付された予定者が存しない群がある場合は、当該群について更にくじを行い、候補者を選定するものとする。

2 前項に規定するくじは、各群における候補者が群別候補者数に達するまで繰り返し行うものとする。

(選定録)

第 7 条 選挙管理委員会の委員長は、選定の次第を記載した選定録を作成しなければならない。

2 前項の選定録は、選挙管理委員会において 1 年間保存するものとする。

附 則

この告示は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。

静岡市清水区選挙管理委員会告示第 8 号

平成 17 年 4 月 28 日、静岡市選挙管理委員会より永久選挙人名簿等を、次のとおり引継いだ。

平成 17 年 5 月 10 日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

永久選挙人名簿

1 引継ぎをした日 平成 17 年 4 月 28 日

2 引継ぎをした選挙人名簿登録者数

登録者数(人)			備考
男	女	計	
92,121	98,489	190,610	平成 17 年 3 月 31 日現在 調製選挙人名簿

在外選挙人名簿

- 1 引継ぎをした日 平成 17 年 4 月 28 日
- 2 引継ぎをした在外選挙人名簿登録者数

登録者数（人）			備考
男	女	計	
59	58	117	平成 17 年 3 月 31 日現在 調製在外選挙人名簿

静岡市清水区選挙管理委員会告示第 9 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条の規定により、清水区役所において、平成 17 年 6 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を平成 17 年 6 月 3 日から平成 17 年 6 月 7 日まで 5 日間、毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで縦覧する。

平成 17 年 5 月 10 日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

静岡市清水区選挙管理委員会告示第 10 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 の規定により、清水区役所において、平成 17 年 6 月 3 日現在で在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を平成 17 年 6 月 3 日から平成 17 年 6 月 7 日まで 5 日間、毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで縦覧する。

平成 17 年 5 月 10 日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

伝統工芸技術秀士

静岡市伝統工芸技術秀士顕彰規程による平成17年度の指定者（静岡市伝統工芸技術秀士）は、次のとおりである。

平成17年 4 月18日

静岡市長 小 嶋 善 吉

蒔絵師 長谷川雅英（64歳）

静岡市駿河区中村町16番地の1

次の優秀な技術によって指定する。

- ・ 高蒔絵、平蒔絵等の各種技法を駆使した製作技術
- ・ 卵殻や青貝等を取り入れた芸術性の高い蒔絵技術
- ・ 女性用装身具等の高度な創作技術

染物師 佐藤千太郎（69歳）

静岡市清水区辻二丁目 9 番18号

次の優秀な技術によって指定する。

- ・ 型染めや筒描き技法を駆使した製作技術
- ・ 斬新なデザインを高度な染色技法で表現する技術
- ・ 型紙をつくる卓越した型彫り製作技術